

2024 年度電気事業監査及びガス事業監査の結果について

令和 7 年 6 月 23 日

電力・ガス取引監視等委員会事務局

総務課 総合監査室

(趣旨)

2024 年度に実施した電気事業監査及びガス事業監査の結果について、①経済産業大臣への報告案及び②当委員会ホームページにおける公表案をご審議いただく。

ご了承の後、速やかに前記の報告及び公表を行うこととしたい。

主なポイント

2024 年度監査結果を経済産業大臣へ資料 3-1 (電気) 及び資料 3-2 (ガス) により報告するとともに、資料 3-3 により当委員会ホームページにおいて公表する。

なお、公表の内容は、事業者名を記載せずに指摘事項の概要のみ記載する。

<2024 年度監査結果の要旨 (概要) >

1. 電気事業監査

(1) 重点監査項目

① 約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者 (以下「一送」という。) においては、毎年、送配電業務に関連し、小売電気事業者や発電事業者との間における託送料金に係る誤算定等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。

2023 年度においても、託送料金に係る誤算定等の事案が発生し、そのうち、インバランス料金単価の誤算定に伴いインバランス料金の再精算が生じた事案が発生した。

このため、2024 年度監査においても、引き続き、再発防止に向けた各社の取組状況を確認する観点から、当該事業者の再発防止策の実施状況等を確認した。

② 体制整備等に関する監査

<2023 年度の取組>

一送の情報漏えい事案を受け、2022 年度以降の体制整備等に関する監査では情報管理に関する監査を強化し、2023 年度監査においては、一送及び送電事業者に対し、以下の点を確認した。

- ・ ID/パスワードの管理状況や非公開情報の管理の用に供するシステム (以下「システム」という。) に係るアクセスログの保存状況等の確認

- ・ 人事異動によりシステムへのアクセス権限がなくなった職員がシステムにログインできないことの確認
- ・ 人事異動によりシステムへのアクセス権限が即座に切り替わる仕組みとなっているかの確認
- ・ 3日分のアクセスログを指定した上で、システムへのアクセス権限のない者が利用していないことの確認

<2024 年度の取組>

①令和 6 年度電力市場監視機能強化等事業（以下「令和 6 年度委託事業」という。）

2024 年度監査においては、2023 年度監査の結果を踏まえ、上述の確認を継続することに加え、外部の事業者に作業を委託することにより、「3 日分のシステムへのアクセスログを指定した上で、当該システムへのアクセス権限のない者が利用していないことの確認」について、アクセスログの指定期間を 3 日間分から 1 ヶ月分に大幅に拡充し、アクセスログと操作ログの分析を行った。

②実地監査による確認

2024 年 4 月 1 日に施行された電気事業施行規則及び適正な電力取引についての指針の改正内容を遵守しているか、具体的には以下の事項を確認した。

一送が、

- （i）特定された者以外の者が非公開情報を入手したことがないかどうかを確認するため、定期的にアクセスログの解析を実施しているか
- （ii）管理部門等の設置、従業員が遵守すべき規程及びマニュアルの整備並びに不法行為防止措置を実施しているか
- （iii）不法行為を早期に発見し、必要な調査及び対応を行う体制整備の構築をしているか

また、一送の特定関係事業者（みなし小売電気事業者に限る。）が、当該一送の保有する非公開情報を、当該特定関係事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務において利用していないか

（2）監査の結果

9 事業者において 19 件の指摘事項があり、所要の指導を行った。

（3）指摘事項の状況

（単位：件）

		件数
①	約款の運用等に関する監査	2

	<例> ・接続検討の回答期限の超過	
	② 財務諸表に関する監査	—
	③ 部門別収支に関する監査 <例> ・一般管理費の配賦率の算定誤り	1
	④ 託送供給等収支に関する監査 <例> ・エリアインバランス量の算定誤りによるインバランス対応取引費用・収益の算定誤り等	5
	⑤ 託送供給等に伴う禁止行為に関する監査	—
	⑥ 体制整備等に関する監査 <例> ・システムについて、後任者は前任者のID・パスワードを変更（権利剥奪）することなく、前任者のものを使用継続していた。 ・人事異動とシステムが連動していない利用者の当該システムへのアクセス権限について、異動日までに剥奪されていなかった。また、当該異動日から権限が剥奪されるまでの間に、業務の引継ぎとしてシステムにアクセスしていた。なお、情報漏えいには至っていない。 ・システムの一部について、抽出したログが省令で定める期間保存されていなかった。 ・みなし小売電気事業者と同居しているビルに設置されているサテライトオフィスは一送と小売の社員が利用できる状態であり、物理的隔絶が確保されていなかった。	11 ※
	⑦ その他必要な事項に関する監査	—
	合 計	19

※令和6年度委託事業分を含む

2. ガス事業監査

(1) 重点監査項目

① 託送供給収支に関する監査

2023年度において、本省及び地方局所管事業者ともに省令の理解不足、又は単純ミスによる算定誤り等の指摘事項が91件（2022年度は74件）あった。

このため、2024年度監査においても、引き続き、託送供給収支に係る算定誤り等による間違いがないかを確認した。

② 体制整備等に関する監査

一送の情報漏えい事案を受け、2023 年度ガス事業監査では、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（ガスメーターの取付数が 30 万個以上に限る。）のシステムに係る情報体制管理を確認した。

その結果、本省所管事業者において、人事異動に伴う引継ぎ等の理由により、非公開情報を入手すべきでない者が、システムにアクセスすることが可能となっていた事例が検出されたことから、2024 年度ガス事業監査においても、当該情報管理体制について確認した。

（２）監査の結果

62 事業者において 158 件の指摘事項があり、所要の指導を行った。

（３）指摘事項の状況

（単位：件）

		件数
	① 約款の運用等に関する監査 ＜例＞ ・内管工事費の算出誤り	2（－）
	② 財務諸表に関する監査 ＜例＞ ・勘定科目の整理誤り	15（－）
	③ 部門別収支に関する監査	－
	④ 託送供給収支に関する監査 ＜例＞ ・省令の理解不足や単純ミスによる算定誤り	132（１）
	⑤ 託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査	－
	⑥ 体制整備等に関する監査 ＜例＞ ・システムにおける非公開情報入手者の特定及び記録等の欠落 ・人事異動に伴うシステムのアクセス権限の切替え遅れ	9（－）
合 計		158（１）

※（ ）内は、本省所管事業者への指摘事項件数であり、内数。

経済産業省

202506●●電委第●号
令和 7 年 6 月 ○ 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電気事業法第114条第3項等の規定に基づく監査結果の報告

電気事業法（昭和39年法律第170号）第114条第2項の規定により委任された同法第105条及び電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号。以下「改正法」という。）附則第25条の10第2項の規定により委任された同法附則第21条に規定する監査の結果について、電気事業法第114条第3項及び改正法附則第25条の10第3項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

2024 年度電気事業監査の結果について（案）

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法第 105 条及び電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第 21 条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）（23 社）に対して実施した 2024 度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、電気事業の公益性に鑑み、電気事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らして電気事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の利用者の利益を保護するとともに、電気事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、2024 年度監査における重点監査項目は以下のとおり。

- ・一般送配電事業者においては、毎年、送配電業務に関連し、小売電気事業者や発電事業者との間における託送料金に係る誤算定等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。2023 年度においても、託送料金に係る誤算定等の事案が発生し、そのうち、インバランス料金単価の誤算定に伴いインバランス料金の再精算が生じた事案が発生した。このため、2024 年度監査においても、引き続き、再発防止に向けた各社の取組状況を確認する観点から、当該事業者の再発防止策の実施状況等、「約款の運用等」を重点的に確認した。
- ・一般送配電事業者の情報漏えい事案を受け、2022 年度以降の体制整備等に関する監査では、情報管理に関する監査を強化し、2023 年度監査においては、一般送配電事業者及び送電事業者に対し、以下の点を確認した。
 - ①ID/パスワードの管理状況や非公開情報の管理の用に供するシステム（以下「システム」という。）に係るアクセスログの保存状況等の確認
 - ②人事異動によりシステムへのアクセス権限がなくなった職員がシステムにログインできないことの確認
 - ③人事異動によりシステムへのアクセス権限が即座に切り替わる仕組みとなっているかの確認
 - ④3 日分のアクセスログを指定した上で、システムへのアクセス権限のない者が利用していないことの確認

2024 年度監査においては、2023 年度監査の結果を踏まえ、上述の確認を継続することに加え、外部の事業者に作業を委託することにより、「3 日分のシステムへのアクセスログを指定した上で、当該システムへのアクセス権限のない者が利用していないことの確認」について、アクセスログの指定期間を 3 日間分から 1 ヶ月分に大幅に拡充し、アクセスログ

と操作ログの分析を行った。

また、2024 年 4 月 1 日に施行された電気事業施行規則及び適正な電力取引についての指針の改正内容を遵守しているか、具体的には以下の事項を確認した。

一般送配電事業者が、

- ①特定された者以外の者が非公開情報を入手したことがないかどうかを確認するため、定期的にアクセスログの解析を実施しているか
 - ②管理部門等の設置、従業員が遵守すべき規程及びマニュアルの整備並びに不法行為防止措置を実施しているか
 - ③不法行為を早期に発見し、必要な調査及び対応を行う体制整備の構築をしているか
- さらに、一般送配電事業者の特定関係事業者（みなし小売電気事業者に限る。）が、当該一般送配電事業者の保有する非公開情報を、当該特定関係事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務において利用していないか

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として 2023 事業年度の一般送配電事業者等の業務及び経理の状況を対象に、2024 年度中に実施したもの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員が実施した。

電気事業法第 106 条第 3 項及び改正法附則第 25 条の 2 第 1 項の規定により、一般送配電事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、電気事業法第 107 条第 2 項及び改正法附則第 25 条の 3 第 1 項の規定に基づき、一般送配電事業者等の事務所等における現地立入監査を実施するとともに、オンライン監査及び書面監査を実施した。

【一般送配電事業者等】

監 査 実 施 部 局	本 省	北海道	東 北	関 東	中 部	北 陸
被監査事業者数	23	—	—	—	—	—
現地立入監査実施箇所数	21	—	—	—	—	—
オンライン監査実施数	18	—	—	—	—	—
書面監査実施数	2	—	—	—	—	—
監 査 実 施 部 局	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	合 計
被監査事業者数	—	—	—	—	—	23
現地立入監査実施箇所数	—	—	—	—	—	21
オンライン監査実施数	—	—	—	—	—	18
書面監査実施数	—	—	—	—	—	2

※ 現地立入監査実施箇所数、オンライン監査実施数及び書面監査実施数は、同一事業者について「現地立入監査とオンライン監査」及び「オンライン監査と書面監査」を

実施している場合にはそれぞれの数を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款の運用、送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用並びにみなし小売電気事業者が行う特定小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

電気事業会計規則（昭和 40 年通商産業省令第 57 号）で定めるところに従って一般送配電事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成 28 年経済産業省令第 45 号）で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給等収支に関する監査

電気事業託送供給等収支計算規則（平成 18 年経済産業省令第 2 号）で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項

⑤託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

電気事業法第 22 条の 3 及び第 23 条並びに同法第 27 条の 11 の 3 及び第 27 条の 11 の 4 の規定に基づく情報の目的外利用の禁止に関する事項

⑥体制整備等に関する監査

電気事業法第 23 条の 4（同法第 27 条の 12 において準用する場合を含む。）の規定に基づく体制整備等に関する事項

⑦その他必要な事項に関する監査

電気事業法第 23 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に基づく電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する事項

5. 一般送配電事業者等の監査の結果

2024 年度において実施した監査の結果、9 事業者において 19 件の指摘事項があった。こ

れについては、電気事業法第 66 条の 12 及び改正法附則第 25 条の 6 の規定に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第 66 条の 13 及び改正法附則第 25 条の 7 の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

		件数
① 約款の運用等に関する監査 ＜例＞ ・接続検討の回答期限の超過		2
② 財務諸表に関する監査		—
③ 部門別収支に関する監査 ＜例＞ ・一般管理費の配賦率の算定誤り		1
④ 託送供給等収支に関する監査 ＜例＞ ・エリアインバランス量の算定誤りによるインバランス対応取引費用・収益の算定誤り等		5
⑤ 託送供給等に伴う禁止行為に関する監査		—
⑥ 体制整備等に関する監査 ＜例＞ ・システムについて、後任者は前任者のID・パスワードを変更（権利剥奪）することなく、前任者のものを使用継続していた。 ・人事異動とシステムが連動していない利用者の当該システムへのアクセス権限について、異動日までに剥奪されていなかった。また、当該異動日から権限が剥奪されるまでの間に、業務の引き継ぎとしてシステムにアクセスしていた。なお、情報漏えいには至っていない。 ・システムの一部について、抽出したログが省令で定める期間保存されていなかった。 ・みなし小売電気事業者と同居しているビルに設置されているサテライトオフィスは一送と小売の社員が利用できる状態であり、物理的隔絶が確保されていなかった。		11 ※
⑦ その他必要な事項に関する監査		—
合 計		19

※令和 6 年度委託事業分を含む

関 係 条 文

○電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）〔抜粋〕

（勧告）

第六十六条の十二 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者又は第百三条の二第二項に規定する届出者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 （略）

第六十六条の十三 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 （略）

（監査）

第百五条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第百六条 （略）

2 （略）

3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

4～13 （略）

（立入検査）

第百七条 （略）

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(権限の委任)

第百十四条 経済産業大臣は、第百六条第三項及び第八項、同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十三項並びに第百七条第二項及び第六項、同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）並びに第百六条第四項及び第五項並びに第百七条第三項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第百五条、第百六条第九項及び第十項並びに第百七条第七項の規定による権限並びに第百六条第三項及び第八項並びに同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに第百七条第二項及び第六項並びに同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4 (略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6 (略)

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第七二号）〔抜粋〕

(小売電気事業の登録等に関する経過措置)

附則第二条 (略)

2 前項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし小売電気事業者」という。）は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3～5 (略)

(監査)

附則第二十一条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第十六条第一項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

附則第二十五条の二 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

2 (略)

(立入検査)

附則第二十五条の三 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 (略)

附則第二十五条の六 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

附則第二十五条の七 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(権限の委任)

附則第二十五条の十 経済産業大臣は、附則第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第二十一条の規定による権限並びに第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4 (略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6 (略)

2024年度電気事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	約款の運用等	供給側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (供給側接続事前検討の検討期間)
2	約款の運用等	供給側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (供給側接続事前検討の検討期間)
3	部門別収支	一般管理費における普及開発関係費及び附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)の配賦率の算定誤り	一般管理費における普及開発関係費及び附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)については、各部門費用比により各部門に配賦することとなるが、当該配賦率の算定を誤った。	一般管理費における普及開発関係費及び附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)は、みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表第3に基づき、各部門費用比により各部門に正確に配賦したものを部門別収支計算書に記載すべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第3
4	託送供給収支	三次調整力①及び三次調整力②の算定誤り	三次調整力①及び三次調整力②について算定を誤った。 (事業者自らが検出した誤りで、次年度収支で補正計上する。)	三次調整力①(託送収支対象)と三次調整力②(託送収支対象外)は、電気事業託送供給等収支計算規則別表第1第2項に基づき、正確に算定したものを送配電部門収支計算書に記載すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第2項
5	託送供給収支	エリアインバランス量の算定誤り	エリアインバランス量の算定を誤った。 (事業者自らが検出した誤りで、次年度収支で補正計上する。)	エリアインバランス量は、電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第9項に基づき、正確に算定したものをインバランス等収支計算書に記載すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第9項
6	託送供給収支	インバランス収支算定上の30分V1単価の算定誤り	インバランス収支算定上の30分V1単価について算定を誤った。 (事業者自らが検出した誤りで、次年度収支で補正計上する。)	インバランス対応取引費用は、電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第9項に基づき、正確に算定したものをインバランス等収支計算書に記載すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第9項

2024年度電気事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
7	託送供給収支	誤った送配電部門収支計算書、インバンス等収支計算書の公表	インバンス対応取引費用・収益について算定結果を誤った。	インバンス対応取引費用・収益は、電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第1項及び第2項に基づき、正確に算定したものを送配電部門収支計算書、インバンス等収支計算書に記載すべきである。(訂正後の送配電部門収支計算書等は公表済み。)	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第1項及び第2項
8	託送供給収支	託送収支の算定誤り	送配電部門に係る他社購入電源費について控除すべき費用が控除できていなかった。	送配電部門に係る他社購入電源費は、電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第2項に基づき、正確に算定したものを送配電部門収支計算書に記載すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第2項
9	体制整備等	人事異動に伴うID、PWの変更不作為について	非公開情報管理システムについて、後任者は前任者のID、PWを変更（権限剥奪）することなく、前任者のものを使用継続していた。また、これにより前任者も当該システムにアクセス可能な状態であった。なお、前任者が異動後に当該ID・PWを使てのアクセスはない。	電気事業法施行規則第44条の1第3第1項第2号の1のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第44条の1第3第1項第2号の1
10	体制整備等	情報管理システムのアクセス権限の管理不備	非公開情報の管理の用に供するシステムにおいて、人事異動と当該システムが連動していない利用者のシステムへのアクセス権限について、当該権限のある者が否か直ちに特定できない状態であった。	電気事業法施行規則第33条の1第5第1項第2号イ、ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の1第5第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の1第5第1項第2号イ、ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の1第5第2項
11	体制整備等	情報管理システムのログの保存の不備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部において、利用者が入手した非公開情報の内容が特定できない状態であった。	電気事業法施行規則第33条の1第5第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の1第5第2項
12	体制整備等	情報管理システムのログの保存の不備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部について、抽出したログが省令で定める期間保存されていなかった。	電気事業法施行規則第33条の1第5第1項第2号ロ及び電気事業法施行規則第33条の1第5第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の1第5第1項第2号ロ 電気事業法施行規則第33条の1第5第2項
13	体制整備等	情報管理システムのアクセス権限の管理不備	非公開情報の管理の用に供する社外向け申込システムにおいて、電気工事店等のシステム利用者へ発行されたIDと利用者の対応関係を、直ちに特定できない状態であった。	電気事業法施行規則第33条の1第5第1項第2号イ、ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の1第5第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の1第5第1項第2号イ、ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の1第5第2項

2024年度電気事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
14	体制整備等	情報管理システムのアクセス権限の管理不備	非公開情報の管理の用に供するシステムにおいて、人事異動と当該システムが連動していない利用者の当該システムへのアクセス権限について、異動日までに剥奪されていなかった。 また、当該異動日から権限が剥奪されるまでの間に、業務の引継ぎとして非公開情報にアクセスしていた。なお、情報漏えいには至っていない。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号イのとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号イ
15	体制整備等	物理的隔絶の不備	みなし小売電気事業者と同居しているビルに設置されているサテライトオフィスは両社の社員が利用できる状態であり物理的隔絶が確保されていなかった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第1号のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第1号
16	体制整備等	情報管理システムの共有IDの貸し出し記録の不備 (電力市場監視機能強化等事業)	非公開情報の管理の用に供するシステムについて、日々入れ替わりのある人員の利用のため、利用者に対し、当該システムにアクセスできる共有IDを貸し出ししているが、一部の利用者に係る貸し出し記録の記載漏れがあった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項
17	体制整備等	情報管理システムの共有IDの貸し出し記録の不備 (電力市場監視機能強化等事業)	非公開情報の管理の用に供するシステムについて、災害訓練で利用するために社員に対し、当該システムにアクセスできる共有IDを貸し出ししているが、一部に貸し出し記録の記載漏れがあった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項
18	体制整備等	情報管理システムの共有IDの貸し出し記録の不備 (電力市場監視機能強化等事業)	非公開情報の管理の用に供するシステムについて、災害非常時等に利用するため、利用者に対し、当該システムにアクセスできる共有IDを貸し出ししているが、一部の利用者に係る貸し出し記録の記載漏れがあった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項
19	体制整備等	情報管理システムのIDの貸し出し記録の不備 (電力市場監視機能強化等事業)	非公開情報の管理の用に供するシステムのアクセス権限について、社員の組織コード変更のため、一時的に共有IDを貸し出したが、一部の利用者に係る利用記録の記載漏れがあった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項

(注) 経済産業大臣への報告に当たっては、所管名及び事業者名を追記して報告する。

経済産業省

202506●●電委第●号
令和 7 年 6 月 ○ 日

経済産業大臣 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

ガス事業法第189条第3項等の規定に基づく監査結果の報告

ガス事業法（昭和29年法律第51号）第189条第2項の規定により委任された同法第170条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成29年政令第40号。以下「整備政令」という。）第38条第1項の規定により委任された電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第47号。以下「改正法」という。）附則第22条第4項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第5条の規定による改正前のガス事業法第45条の2に規定する監査の結果について、ガス事業法第189条第3項、整備政令第38条第2項及び改正法附則第41条第3項の規定に基づき、別添のとおり報告します。

2024 年度ガス事業監査の結果について（案）

電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法第 170 条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第 22 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第 45 条の 2 の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）（256 社）に対して実施した 2024 年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、ガス事業の公益性に鑑み、ガス事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らしてガス事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、ガス事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、2024 年度監査における重点監査項目は以下のとおり。

- ・2023 年度において、本省及び地方局所管事業者ともに省令の理解不足、又は単純ミスによる算定誤り等の指摘事項が 91 件（2022 年度は 74 件）あった。このため、2024 年度監査においても、引き続き、託送供給収支に係る算定誤り等による間違いがないかを確認した。
- ・一般送配電事業者の情報漏えい事案を受け、2023 年度ガス事業監査では、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（ガスメーターの取付数が 30 万個以上に限る。）のシステムに係る情報管理体制を確認した。その結果、本省所管事業者において、人事異動に伴う引継ぎ等の理由により、非公開情報を入手すべきでない者が、システムにアクセスすることが可能となっていた事例が検出されたことから、2024 年度ガス事業監査においても、当該情報管理体制について確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として 2023 事業年度の一般ガス導管事業者等の業務及び経理の状況を対象に、2024 年度中に実施したもの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の職員が実施した。

ガス事業法第 171 条第 1 項及び改正法附則第 33 条第 1 項の規定により、一般ガス導管事

業者等に報告徴収による調書の提出を求め、ガス事業法第 172 条第 1 項及び改正法附則第 34 条第 1 項の規定に基づき、一般ガス導管事業者等の事務所等においての現地立入監査を実施するとともに、オンライン監査及び書面監査を実施した。

【一般ガス導管事業者等】

監 査 実 施 部 局	本 省	北海道	東 北	関 東	中 部	北 陸
被監査事業者数	44	11	37	84	8	4
現地立入監査実施箇所数	9	11	14	22	8	4
オンライン監査実施数	6	—	—	—	—	—
書面監査実施数	33	—	23	62	—	—
監 査 実 施 部 局	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	合 計
被監査事業者数	19	14	3	30	2	256
現地立入監査実施箇所数	17	14	3	20	2	124
オンライン監査実施数	2	—	—	1	—	9
書面監査実施数	—	—	—	9	—	127

※ 現地立入監査実施箇所数、オンライン監査実施数及び書面監査実施数は、同一事業者について「本社と支社で監査」及び「現地立入監査とオンライン監査」を実施している場合にはそれぞれの数を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認一般ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）及び最終保障供給約款の運用、特定ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認特定ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用、ガス製造事業者が行うガス受託製造約款の運用並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う指定旧供給区域等小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

ガス事業会計規則（昭和 29 年通商産業省令第 15 号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成 29 年経済産業省令第 21 号）で定め

るところに従って旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給収支に関する監査

ガス事業託送供給収支計算規則（平成 29 年経済産業省令第 23 号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が行う託送供給収支の計算に関する事項

⑤託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査

ガス事業法第 54 条、第 80 条及び第 92 条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

⑥体制整備等に関する監査

ガス事業法第 54 条の 8 及び第 80 条の 8 の規定に基づく体制整備等に関する事項

5. 一般ガス導管事業者等の監査の結果

2024 年度において実施した監査の結果、62 事業者において 158 件の指摘事項があった。これについては、ガス事業法第 178 条第 1 項及び改正法附則第 37 条第 1 項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告並びにガス事業法第 179 条第 1 項及び改正法附則第 38 条第 1 項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

		件数
	① 約款の運用等に関する監査 <例> ・内管工事費の算出誤り	2（－）
	② 財務諸表に関する監査 <例> ・勘定科目の整理誤り	15（－）
	③ 部門別収支に関する監査	－
	④ 託送供給収支に関する監査 <例> ・省令の理解不足や単純ミスによる算定誤り	132（1）
	⑤ 託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査	－
	⑥ 体制整備等に関する監査 <例> ・非公開情報の管理の用に供するシステムにおける非公	9（－）

	開情報入手者の特定及び記録等の欠落 ・人事異動に伴う非公開情報の管理の用に供するシステムのアクセス権限の切替え遅れ	
合 計		158 (1)

※ () 内は、本省所管事業者への指摘事項件数であり、内数。

関 係 条 文

○ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）〔抜粋〕

（監査）

第一百七十条 経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の事業の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第一百七十一条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2～5 （略）

（立入検査）

第一百七十二条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～10 （略）

（勧告）

第一百七十八条 委員会は、第百八十九条第一項又は第二項の規定により委任された第一百七十条、第一百七十一条第一項から第三項まで又は第一百七十二条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 （略）

第一百七十九条 委員会は、第百八十九条第一項又は第二項の規定により委任された第一百七十条、第一百七十一条第一項から第三項まで又は第一百七十二条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 （略）

（権限の委任）

第百八十九条 （略）

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第一百七十条の規定による権限、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第一百七十一

条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）並びにガス事業者に対する第百七十二条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4 （略）

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6 （略）

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年法律第四七号）〔抜粋〕

（旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等）

附則第二十二条 みなしガス小売事業者（附則第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給区域又は供給地点であつて、ガス小売事業者（第五号新ガス事業法第二条第三項に規定するガス小売事業者をいう。附則第二十八条第一項において同じ。）間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であつて次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

一・二 （略）

2・3 （略）

4 旧一般ガスみなしガス小売事業者については、第五号旧ガス事業法第七条、第十条、第十一条、第十三条から第十五条まで、第十七条第三項から第十項まで、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十六条の二、第四十五条の二、第四十七条の六、第四十八条、第四十九条、第五十条及び第五十二条の二第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5～7 （略）

（みなしガス小売事業者に対する報告の徴収）

附則第三十三条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2 （略）

（みなしガス小売事業者に対する立入検査）

附則第三十四条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 (略)

附則第三十七条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなしガス小売事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

附則第三十八条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(権限の委任)

附則第四十一条 (略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4 (略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6 (略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第四十号）〔抜粋〕

(権限の委任)

第三十八条 経済産業大臣は、改正法附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第五条の規定による改正前のガス事業法第四十五条の二の規定による権限を電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

3 第一項の規定により委員会に委任された権限は、指定旧供給区域等（改正法附則第二十二

条第一項に規定する指定旧供給区域等をいう。)を管轄する経済産業局長が行うものとする。
ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

4 (略)

○改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）〔抜粋〕

（監査）

第四十五条の二 経済産業大臣は、毎年、一般ガス事業者及びガス導管事業者の事業の監査を
しなければならない。

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	託送供給収支	託送資産明細書（無形固定資産）の算定誤り	託送資産明細書の「無形固定資産」の計上に漏れがあった。	無形固定資産は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2-2に基づき、正確に算定したものを託送資産明細書に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2-2
2	託送供給収支	修繕費の算定誤り	修繕費において、全額託送費用として計上すべき費用を機能別に配賦していた。	修繕費は、ガス事業法施行規則 別表第1-2.(1)に基づき、託送費用として特定できるものは託送収支計算書に正確に算定し直課すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1-2.(1)
3	託送供給収支	事業者が定める算定方法の届出の不備	固定資産除却費の算定にあたり、託送収支計算規則とは異なる算定方法を、あらかじめ同規則様式第4に整理し届け出ていなかった。	ガス事業法施行規則 第6条に基づき、同規則とは異なる算定方法はあらかじめ様式第4に整理し、届け出るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第6条
4	託送供給収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定に誤りがあった。	運転資本は、ガス事業法施行規則 別表第2-2.に基づき、託送収支計算書に減価償却費を正確に算定したものを控除すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2-2.
5	体制整備等	託送供給の業務等が法令等に適合することを確保するための計画の未整備	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づく計画が整備されていないかった。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づき計画を整備すべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号
6	財務諸表	損益計算書の金額の誤り	ガス器具の取付けに要した費用や附帯事業に係る費用を営業雑費用の受注工事費用に計上していた。	ガス器具の取付けに要した費用や附帯事業に係る費用は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、営業雑費用のその他営業雑費用並びに附帯事業費用に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
7	財務諸表	会計整理項目の誤り	構内建物に係る委託作業費を供給販売費の委託作業費に計上していた。	構内建物に係る委託作業費は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、一般管理費の委託作業費に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
8	財務諸表	会計整理項目の誤り	附帯事業（電気供給業）に係る収入割事業税を「一般管理費・租税課金」に計上していた。	電気供給業に係る収入割事業税は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、附帯事業費用に計上すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
9	財務諸表	会計整理項目の誤り	業務設備（福利厚生施設）の維持管理に係る費用を一般管理費で整理すべきところ、供給販売費（委託作業費および雑費）に計上していた。	福利厚生施設の維持管理に係る費用は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、一般管理費に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
10	託送供給収支	託送資産計算書の託送費用算定の誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1
11	体制整備等	監視部門の独立性が保たれていない	監視部門が、ガス製造部門から独立した組織になっていなかった。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第12号の規定に基づき、ガス製造部門から独立した組織にすべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第12号
12	体制整備等	情報管理責任者の不充足	現場の担当課長が、情報管理責任者となっていた。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第6号に基づき、情報管理責任者は当該一般ガス導管事業者の役員に相当する地位を有する者をもってこれに充てるべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第6号
13	財務諸表	損益計算書の金額の誤り	県税還付税額（所得割法人事業税）を損益計算書の法人税等に整理すべきところ、営業外収益の雑収入に計上していた。	所得割法人事業税は、ガス事業会計規則 別表第1及びガス事業会計規則取扱要領第9-4に基づき、損益計算書の法人税等に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1 ガス事業会計規則取扱要領第9-4
14	財務諸表	会計整理項目の誤り	リース資産を有形固定資産に計上すべきところ、長期前払費用に計上されていた。	リース資産は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、有形固定資産に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
15	託送供給収支	還元義務額残高の算定誤り	還元義務額残高が適切に算定されていなかった。	還元義務額残高は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4. (3)に基づき、正確に算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4. (3)
16	財務諸表	会計整理項目の誤り	返済金の保証料を長期前払費用に計上すべきところ、前払費用としていた。	返済金の保証料は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、長期前払費用に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
17	体制整備等	情報の取扱いに関する規程を遵守させるための研修の未実施	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第四号に定める研修が役員及び一部の従業員に対して実施されていなかった。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第4号に基づき、一般ガス導管事業者の役員及び従業員に対し必要な研修を実施すべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第4号
18	託送供給収支	乖離率計算書の算定誤り	乖離率計算書における実績費用が適切に算定されていなかった。	乖離率計算書における実績費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)に基づき、正確に算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)
19	託送供給収支	乖離率計算書の算定誤り	乖離率計算書における実績費用が適切に算定されていなかった。	乖離率計算書における実績費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)に基づき、正確に算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)
20	財務諸表	会計整理項目の誤り	無形固定資産の減価償却額を需要開発費や消耗品費に計上していた。	無形固定資産の減価償却額は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、減価償却費に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
21	託送供給収支	収入割事業税の算定誤り	託送収支計算書において事業税が誤って算定されていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
22	託送供給収支	事業税が算定されていない	託送収支計算書において事業税が算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
23	財務諸表	会計整理項目の誤り	灯油関連の取引を営業雑収益、営業雑費用に計上していた。	灯油関連の取引は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、附帯事業収益、附帯事業費用に正確に算定したものを整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
24	託送供給収支	託送資産明細書における「無形固定資産」の計上誤り	託送資産明細書において、無形固定資産を算定する際、資産が適切に計上されていなかった。	託送資産明細書は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
25	託送供給収支	本支管投資額実績表の計上誤り	本支管投資額実績表において、令和元年度の本支管（主要導管以外）投資額が適切に計上されていなかった。	本支管投資額実績表における本支管投資額は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
26	財務諸表	営業費明細表の一部費用区分誤り	営業費（供給販売費及び一般管理費）の一部について、適正な基準によりガス事業と附帯事業それぞれの事業に区分して整理していなかった。	営業費（供給販売費及び一般管理費）はガス事業会計規則第13条第1項に基づき、正確に算定したものを営業費明細表に計上すべきである。	ガス事業会計規則第13条第1項
27	託送供給収支	託送収支計算書上の製造費、供給販売費、一般販売費の配賦係数誤り、計算誤り	託送費用関連配賦基準における人員比について、適切ではない人員比を算定に用いていた。	託送費用関連配賦基準は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)③に基づき、適正に定めるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)③

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
28	託送供給収支	託送収支計算書上の事業税の算定誤り	事業税の算出について、地方税法の定めるところにより算定していなかった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.(4)に基づき、地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(4)
29	託送供給収支	託送収支計算書上の製造費、供給販売費、一般販売費の配賦係数誤り、計算誤り	供給販売費の機能別展開において、配賦する根拠となる金額が適切ではなかった。また、適切ではない配賦基準にて配賦されていた。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)に基づき、適切に行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)
30	託送供給収支	託送収支計算書上の営業外収益・費用及び特別利益・損失の機能別原価等への配賦誤り	雑収入を託送供給関連部門の収益に整理するに当たり、適切に整理されていなかった。	雑収入を託送供給関連部門の収益に整理するに当たっては、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(2)に基づき、適切に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(2)
31	託送供給収支	超過利潤累積積額管理表のうち、前期超過利潤累積積額（又は前期欠損累積積額）の誤り	超過利潤累積積額管理表について、前期超過利潤累積積額（又は前期欠損累積積額）の金額が誤って計上されていた。	前期超過利潤累積積額（又は前期欠損累積積額）の金額は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第32.(1)に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第32.(1)
32	託送供給収支	内部留保相当額管理表のうち、前期末内部留保相当額の誤り	内部留保相当額管理表について、前期末内部留保相当額が誤って計上されていた。	前期末内部留保相当額が誤って計上されている。ガス事業託送供給収支計算規則 別表第34.(1)に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第34.(1)
33	託送供給収支	乖離率計算書のうち、実績費用の誤り	乖離率計算書について、実績費用の金額が誤って計上されていた。	実績費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第35.(3)に基づき、乖離率計算書に正確に算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第35.(3)
34	託送供給収支	法人税等の計算誤り	法人税等の算定にあたり、誤った法定実効税率が適用されていた。	法人税等は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(9)及びガス事業託送供給収支計算規則 別表第31.(4)に基づき、正確な金額を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(9) ガス事業託送供給収支計算規則 別表第31.(4)
35	託送供給収支	内部留保相当額管理表のうち、前期末内部留保相当額の誤り	内部留保相当額管理表について、前期末内部留保相当額が誤って計上されていた。	前期末内部留保相当額が誤って計上されている。ガス事業託送供給収支計算規則 別表第34.(1)に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第34.(1)
36	託送供給収支	事業税の計上誤り	事業税の計上に誤りがあった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(4)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.(4)
37	託送供給収支	法人税の計上誤り	法人税の計上に誤りがあった。	法人税は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第13.(9)及びガス事業託送供給収支計算規則 別表第31.(4)に基づき、正しい金額を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第13.(9) ガス事業託送供給収支計算規則 別表第31.(4)
38	託送供給収支	託送収支計算書（営業外収益「雑収入」）の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(2)に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(2)
39	体制整備等	託送供給業務が法令等に適合することを確保するための規定及び計画等について	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づく規定及び計画が整備されず、運用すること並びにその業務執行の状況の監視が行われていなかった。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づき規定及び計画を整備し、運用すること並びにその業務執行の状況の監視を行うべきである。	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第10号

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
40	約款の運用	内管工事費の算出誤り	内管工事費について、託送供給約款に基づき適切に算出が行われていない案件が認められた。	内管工事費は、託送供給約款に基づき適正に内管工事に伴う費用の算出を行うべきである。	託送供給約款 VI. 36. (3)
41	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用を託送費用として整理していなかった。また、託送費用として特定できる費用を直接配賦していなかった。	供給販売費の機能別展開及び託送費用として特定できるものは、は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)、(2)に基づき、託送費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)、(2)
42	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	ガス事業に係る営業外収益を託送供給関連部門の収益に整理していなかった。	ガス事業に係る営業外収益は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. に基づき、託送供給関連部門の収益に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.
43	託送供給収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書における運転資本が毎事業年度決算確定値をもとに算定されていなかった。	運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
44	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定に誤りがあった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
45	託送供給収支	法人税等の算定誤り	法人税の算定に誤りがあった。	法人税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (9)及びガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (4)に基づき、正確な金額を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (9) ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (4)
46	体制整備等	人事異動に伴う非公開情報システムのアクセス権限の切替えの遅れ	人事異動に伴いアクセス権限がないとされる者が、異動日以降も非公開情報システムにアクセスすることが可能となっていた。	非公開情報入手することができる者のみが、非公開情報システムにアクセスできるようにするべきである。(既に対応措置済み)	ガス事業法施行規則 第7 9条の1 4第1項第2号ロ
47	約款の運用	内管工事費の算出誤り	内管工事費について、託送供給約款に基づき適切に算出が行われていない案件が認められた。	内管工事費は、託送供給約款に基づき適正に内管工事に伴う費用の算出を行うべきである。	託送供給約款 VI. 36. (3)
48	託送供給収支	事業税額の記載誤り	事業税の額を誤って記載していた。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
49	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、託送費用として特定できる費用を直接配賦していなかった。また、誤った配賦基準にて配賦されていた。	供給販売費の機能別展開及び託送費用として特定できるものは、は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)、(2)に基づき、託送費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)、(2)
50	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、託送費用として特定できる費用を直接配賦していなかった。また、誤った配賦基準にて配賦されていた。	供給販売費の機能別展開及び託送費用として特定できるものは、は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)、(2)に基づき、託送費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)、(2)
51	託送供給収支	その他の営業外収益の算定誤り	誤った額のその他の営業外収益を託送供給関連部門の収益に整理していた。	ガス事業に係る営業外収益は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3)に基づき、託送供給関連部門の収益に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3)
52	託送供給収支	その他の営業外収益の算定誤り	誤った額のその他の営業外収益を託送供給関連部門の収益に整理していた。	ガス事業に係る営業外収益は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3)に基づき、託送供給関連部門の収益に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3)
53	託送供給収支	資金調達に係る営業外費用の算定誤り	資金調達に係る営業外費用を誤った固定資産金額比により託送供給関連部門の費用に整理していた。	ガス事業に係る営業外費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (5)に基づき、託送供給関連部門の費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (5)

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
54	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6)
55	託送供給収支	その他の営業外収益・費用の算定誤り	その他の営業外収益・費用を誤った機能別原価項目の金額比により託送供給関連部門の収益・費用に整理していた。	ガス事業に係る営業外収益・費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (3)、(7) に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (3)、(7)
56	託送供給収支	その他の営業外収益・費用の算定誤り	その他の営業外収益・費用を誤った機能別原価項目の金額比により託送供給関連部門の収益・費用に整理していた。	ガス事業に係る営業外収益・費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (3)、(7) に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (3)、(7)
57	託送供給収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書における運転資本が毎事業年度決算確定値をもとに算定されていなかった。	運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2 2. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2 2.
58	託送供給収支	実績需要量の算定誤り	乖離率計算書における実績需要量が誤って算定されていた。	実績需要量は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 3 5. (6) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 3 5. (6)
59	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、誤った配賦基準にて配賦されていた。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2) ①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2) ①
60	財務諸表	勘定科目の整理誤り	収入金額を課税標準としない事業税が、一般管理費の租税課金で計上されていた。	収入金額を課税標準としない事業税は、ガス事業会計規則 別表第 1 に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業会計規則 別表第 1
61	託送供給収支	営業外費用（資金調達）の算定誤り	資金調達に係る営業外費用を固定資産金額比により託送供給関連部門の費用に整理していなかった。	ガス事業に係る営業外費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (5) に基づき、託送供給関連部門の費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (5)
62	託送供給収支	営業外費用（雑支出等）の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。また、計上金額についても誤りがあった。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6)
63	託送供給収支	特別損失の算定誤り	特別損失を誤った機能別原価項目の金額比により、託送供給関連部門の費用に整理していた。	特別損失は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (8) に基づき、託送供給関連部門の費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (8)
64	託送供給収支	税引前託送供給関連部門当期純利益の算定誤り	様式第 1 第 1 表における「税引前託送供給関連部門当期純利益」の算出において、特別損失を差し引かないで算出していた。	税引前託送供給関連部門当期純利益は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 4. に基づき、算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 4.

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
65	財務諸表	勘定科目の整理誤り	損益計算書において、受注工事費用及びその他営業雑費用が供給販売費に整理されていた。	受注工事費用及びその他営業雑費用は、ガス事業会計規則別表第1に基づき、損益計算書の営業雑費用に正確に算定したものを計上すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
66	託送供給収支	想定原価と実績費用の乖離額の算出誤り	想定原価と実績費用の乖離額が誤って算出されていた。	想定原価と実績費用の乖離額は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (7)に基づき、適正に算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (7)
67	託送供給収支	減少事業報酬額の計上誤り	減少事業報酬額が、適正に計上されていなかった。	減少事業報酬額は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (6)に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (6)
68	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（固定資産金額比）が適正に算定されていなかったことに伴い、供給販売費及び営業外費用の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費及び営業外費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①、3. (5)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①、3. (5)
69	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（固定資産金額比）が適正に算定されていなかったことに伴い、供給販売費及び営業外費用の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費及び営業外費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①、3. (5)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①、3. (5)
70	託送供給収支	特別損失の算定誤り	託送費用でない特別損失を託送費用として算定していた。	特別損失は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)
71	託送供給収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書における運転資本が毎事業年度決算確定値をもとに算定されていなかった。	運転資本については、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
72	託送供給収支	託送供給特定費用の算定誤り	託送供給特定費用を誤って算出していたとともに、様式第1に整理する際、計上漏れにより、計上する金額を間違えていた。	託送供給特定費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)、4. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)、4.
73	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
74	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (6)に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (6)
75	託送供給収支	営業外収益「資金運用」の算定誤り	ガス事業に係らない収益を営業外収益の「資金運用」として計上していた。	営業外収益の資金運用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
76	託送供給収支	営業外収益「資金運用」の算定誤り	ガス事業に係らない収益を営業外収益の「資金運用」として計上していた。	営業外収益の資金運用は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第13.に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.
77	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.（2）に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.（2）
78	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.（6）に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.（6）
79	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	正しいガス事業に係る費用（供給販売費）を託送費用に整理できなかった。	供給販売費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.
80	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（人員比）が適正に算定されていなかったに伴い、供給販売費の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.（2）①
81	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（人員比）が適正に算定されていなかったに伴い、供給販売費の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.（2）①
82	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（人員比）が適正に算定されていなかったに伴い、供給販売費の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.（2）①
83	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（人員比）が適正に算定されていなかったに伴い、供給販売費の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.（2）①
84	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（人員比）が適正に算定されていなかったに伴い、供給販売費の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.（2）①
85	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（人員比）が適正に算定されていなかったに伴い、供給販売費の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（2）①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.（2）①
86	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税が地方税法の定めにより算定されていなかった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（4）に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.（4）

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
87	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税が地方税法の定めにより算定されていなかった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 12. (4) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 12. (4)
88	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税が地方税法の定めにより算定されていなかった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 12. (4) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 12. (4)
89	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税が地方税法の定めにより算定されていなかった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 12. (4) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 12. (4)
90	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税が地方税法の定めにより算定されていなかった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 12. (4) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 12. (4)
91	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税が地方税法の定めにより算定されていなかった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 12. (4) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 12. (4)
92	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に繰り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 13. (2) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 13. (2)
93	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に繰り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 13. (2) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 13. (2)
94	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に繰り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 13. (2) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 13. (2)
95	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に繰り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 13. (2) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 13. (2)
96	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に繰り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 13. (2) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 13. (2)
97	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に繰り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 13. (2) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 13. (2)

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
98	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6)
99	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6)
100	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6)
101	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6)
102	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6)
103	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6)
104	託送供給収支	租税課金の算定誤り	租税課金の額を様式第 1 に整理する際、計上する金額を間違えていた。	託送供給特定費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 4. に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 4.
105	託送供給収支	一般管理費の機能別配賦係数の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数（機能別原価項目の金額比）が適正に算定されていなかったことに伴い、一般管理費費及び運転資本の営業費等が適正に算出されていなかった。	一般管理費及び運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②に基づき、適正に算定すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②
106	託送供給収支	一般管理費の機能別配賦係数の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数（機能別原価項目の金額比）が適正に算定されていなかったことに伴い、一般管理費費及び運転資本の営業費等が適正に算出されていなかった。	一般管理費及び運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②に基づき、適正に算定すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②
107	託送供給収支	一般管理費の機能別配賦係数の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数（機能別原価項目の金額比）が適正に算定されていなかったことに伴い、一般管理費費及び運転資本の営業費等が適正に算出されていなかった。	一般管理費及び運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②に基づき、適正に算定すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②
108	託送供給収支	一般管理費の機能別配賦係数の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数（機能別原価項目の金額比）が適正に算定されていなかったことに伴い、一般管理費費及び運転資本の営業費等が適正に算出されていなかった。	一般管理費及び運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②に基づき、適正に算定すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
109	託送供給収支	一般管理費の機能別配賦係数の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数（機能別原価項目の金額比）が適正に算定されていなかったことに伴い、一般管理費費及び運転資本の営業費等が適正に算出されていなかった。	一般管理費及び運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. ③、別表第2 2. ②に基づき、適正に算定すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. ③、別表第2 2. ②
110	託送供給収支	一般管理費の機能別配賦係数の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数（機能別原価項目の金額比）が適正に算定されていなかったことに伴い、一般管理費費及び運転資本の営業費等が適正に算出されていなかった。	一般管理費及び運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. ③、別表第2 2. ②に基づき、適正に算定すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. ③、別表第2 2. ②
111	禁止行為、体制整備等	省令で求められる監視部門の導管事業者の社外への設置	省令で求められる監視部門が導管事業者の社外に設置され、当該監視部門にて導管事業者の監視等が実施されていた。また、当該監視部門が作成した監査規程、監査計画をして、託送供給業務が法令等に適合することを確保するための規程・計画を整備したとしていた。さらに、当該監視部門における監視結果の取締役会への報告をして、情報管理責任者における情報の取扱いの管理及び法令遵守責任者による業務執行状況の監視を実施したとしていた。	監視部門は、ガス事業法施行規則第7 9条の1 4第1 項第1 0号に基づき設置すべきである。また、託送供給業務が法令等に適合することを確保するための規程・計画は、ガス事業法施行規則第7 9条の1 4第1 項第7号に基づき整備すべきである。さらに、情報管理責任者における情報の取扱いの管理及び法令遵守責任者による業務執行状況の監視は、省令に基づき実施すべきである。	ガス事業法第5 4条第1 項第1号、ガス事業法施行規則第7 9条の1 4第1 項第7号、1 0号～1 5号
112	体制整備等	入室者がシステムにログインすることを要せずに当該システムから非公開情報を入力することができるシステムに係る管理	システムログインすることを要さない非公開情報管理システムが設置される供給指令センターにおける非公開情報を入力できる者の入退出記録が取られていなかった。	非公開情報管理システムの構築は、ガス事業法施行規則第7 9条の1 4第1 項第2号ハに基づき実施すべきである。	ガス事業法施行規則第7 9条の1 4第1 項第2号ハ
113	体制整備等	非公開情報管理システムにおける非公開情報入手者の特定及び記録等の欠落	非公開情報管理システムにおける工事外注先の非公開情報へのアクセスについて、特定された者のみが非公開情報を入力できるものとなっていなかった。また、非公開情報を入力した者を記録し、保存するものとなっていなかった。	非公開情報管理システムの構築は、ガス事業法施行規則第7 9条の1 4第1 項第2号ロ、ハに基づき実施すべきである。	ガス事業法施行規則第7 9条の1 4第1 項第2号ロ、ハ
114	託送供給収支	事業者が定める算定方法の未提出	ガス事業託送収支計算規則第6条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ様式第四に整理し、届け出していなかった。	規定と異なる算定方法を適用するのであれば、ガス事業託送供給収支計算規則第6条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ届け出るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第6条
115	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定過程で、集計を誤った額が事業税として計上されていた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. （4）に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. （4）
116	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費のうち直課すべき修繕費が、取得原価比をもって機能別展開されていた。	供給販売費のうち直課すべき修繕費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. （1）に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. （1）
117	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	附帯事業として整理すべき供給販売費の賃借料が、託送費用として総人員比をもって機能別展開されていた。	附帯事業として整理すべき供給販売費の賃借料は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. （2）①に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. （2）①
118	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費を算定するにあたり事業税を除いて整理すべきところ、過年度分の追徴課税（事業税）を含んだ額で算定されていた。	一般管理費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. （2）②に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. （2）②
119	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	ガス小売事業として整理すべき需要開発費が、託送費用として総人員比をもって機能別展開されていた。	ガス小売事業として整理すべき需要開発費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. （1）に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. （1）

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
120	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	ガス小売事業として整理すべき雑費が、託送費用として総人員比をもって機能別展開されていた。	ガス小売事業として整理すべき雑費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
121	託送供給収支	託送収益の算定誤り	ガスメーターに不具合があった一部需要家のガス売上は託送収益として計上すべきところ、収益額が計上されていなかった。	自社託送収益は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
122	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費のうち直課すべき賃借料が、社員比をもって機能別展開されていた。	供給販売費のうち直課すべき賃借料は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
123	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	ガス小売事業として整理すべき雑費が、託送費用として社員比をもって機能別展開されていた。	ガス小売事業として整理すべき雑費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
124	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費のうち直課すべき委託作業費が、総人員比をもって機能別展開されていた。	供給販売費のうち直課すべき委託作業費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
125	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	附帯事業として整理すべき一般管理費の委託作業費が、託送費用として機能別原価項目の金額比(帳簿価格比)にて配賦されていた。	附帯事業として整理すべき一般管理費の委託作業費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)②に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)②
126	託送供給収支	事業税の計上誤り	事業税が県税に申告した当該事業年度の確定額となっていなかった。	事業税は、ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (4)に基づき、地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (4)
127	託送供給収支	乖離率計算書の算定誤り	乖離率計算書における実績費用が適切に算定されていなかった。	乖離率計算書の実績費用の算定は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)に基づき、適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)
128	託送供給収支	営業費用の算定誤り	供給販売費及び一般管理費の配賦において機能別配賦係数に誤りがあり、供給販売費の託送費用に抽出漏れがあった。	供給販売費の託送費用は、ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (2) ①、②に基づき、適正な配賦係数にて機能別展開し、漏れなく抽出すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (2) ①、②
129	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	営業外収益の算定に誤りがあった。	営業雑収益は、託送供給に係る収益ではないが、ガス事業託送収支計算規則 別表第1 3. (3)に基づき、ガス事業とガス事業以外に分ける際にはガス事業に含める、もしくは営業雑収益を除いた売上高比で算出すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 3. (3)
130	託送供給収支	営業外費用の算定誤り	営業外費用に算定誤りがあった。	営業外費用は、ガス事業託送収支計算規則 別表第1 3. (5)に基づき、適正な固定資産金額比、配賦係数にて算出すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 3. (5)

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
131	託送供給収支	託送収支計算における「事業税」の算定誤り	託送収支計算における「事業税」について、誤って算定していた。	「事業税」について、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係）2.（4）に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係）2.（4）
132	託送供給収支	託送収支計算における「一般管理費」の算定誤り	託送収支計算における「一般管理費」の機能別展開について、誤って算定していた。	「一般管理費」について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1（第3条関係）2.（2）に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係）2.（2）
133	託送供給収支	超過利潤計算書における「税引前託送供給関連部門当期純利益」の算定誤り	超過利潤計算書における「税引前託送供給関連部門当期純利益」について、誤って算定していた。	「税引前託送供給関連部門当期純利益」について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第3（第5条関係）1.に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3（第5条関係）1.
134	託送供給収支	託送収支計算における「託送供給量」の算定誤り	託送収支計算における「託送供給量」について、誤って算定していた。	「自社託送収益に係る託送供給量」について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1（第3条関係）1.（2）に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係）1.（2）
135	財務諸表	営業費明細書における「固定資産除却費」の計上漏れ	営業費明細書における「固定資産除却費」について、計上漏れがあった。	「固定資産除却費」について、ガス事業会計規則 第2条第1項に基づき、適正に算定すべきである。併せて託送収支計算書についても修正を要する。	ガス事業会計規則 第2条第1項
136	財務諸表	営業費明細書における「固定資産除却費」の計上漏れ	営業費明細書における「固定資産除却費」について、計上漏れがあった。	「固定資産除却費」について、ガス事業会計規則第2条第1項に基づき、適正に算定すべきである。併せて託送収支計算書についても修正を要する。	ガス事業会計規則 第2条第1項
137	託送供給収支	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」の算定誤り	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」について、誤って算定されていた。	「想定原価と実績費用との乖離額」について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第3（第5条関係）1.（7）に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3（第5条関係）1.（7）
138	託送供給収支	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」の算定誤り	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」について、誤って算定されていた。	「想定原価と実績費用との乖離額」について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第3（第5条関係）1.（7）に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3（第5条関係）1.（7）
139	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の作成において、建設仮勘定に計上すべき工具器具の金額を除いて算定。	建設仮勘定に係る資産は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2.に基づき、託送資産明細書に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
140	託送供給収支	本支管投資額実績表の記載誤り	託送資産明細書の誤入力。	本支管投資額については、ガス事業託送供給収支計算規則別表第2に基づき、本支管投資額実績表に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
141	財務諸表	営業費振替明細書の計上誤り	営業費明細書において、計上すべきものが適切に計上されていない。	労務費については、ガス事業会計規則第1 1条に基づき、営業費明細に整理すべきである。	ガス事業会計規則第1 1条

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
142	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の算定について、労務費の一部を計上していなかった。	労務費については、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2) ①に基づき、供給販売費に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.
143	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数について、誤った数値で算定されていた。	供給販売費の機能別配賦係数について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2) ①に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
144	託送供給収支	雑収入の計上誤り	営業外収益の雑収入について、直近の料金改定時の控除項目が計上されていなかった。	営業外収益について、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)に基づき、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは雑収入に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
145	託送供給収支	特別損失の算定誤り	託送収支計算書の特別損失について、適正に計上されていなかった。	託送資産明細書の特別損失について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (8)に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)
146	託送供給収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における事業税の計上を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
147	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費（委託作業費）の算定において、託送費用として特定できる費用が直接配賦されていなかった。	供給販売費のその他経費について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (1)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
148	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	託送資産明細書の運転資本の算定において、固定資産除却損が適正に計上されていなかった。	運転資本については、ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2. に基づき、固定資産除却損を適正に算定し、ガス事業に係る費用から控除して算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
149	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数について、固定資産金額比及び人員比が適正に算定されていなかった。	供給販売費の機能別配賦係数について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2) ①に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ①
150	託送供給収支	一般管理費（事業税除く）の算定誤り	事業税を除く一般管理費が適正に算定されていなかった。	事業税を除く一般管理費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ②に基づき、租税課金に計上された事業税を適正に控除すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ②
151	託送供給収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書の算定において、無形固定資産が適正に計上されていなかった。	託送資産明細書の無形固定資産について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2. に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
152	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費（修繕費及び賃借料）の算定において、託送費用として特定できる費用が直接配賦されていなかった。	供給販売費の算定において、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (1)に基づき適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
153	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の賃借料について、託送費用として特定できる費用が直接配賦されていなかった。	供給販売費の算出にあたっては、ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.(1)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(1)
154	託送供給収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書の事業税について、適正に計上されていなかった。	事業税については、ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.(4)に基づき、監査年度の事業税を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(4)
155	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の修繕費の算定において、託送費用として特定できる費用が直接配賦されていなかった。	供給販売費の算定において、ガス事業託送収支計算規則別表第12.(1)に基づき適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(1)
156	託送供給収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書の建設仮勘定の算定において、託送資産として特定できないものを計上していた。	託送資産の算定においては、ガス事業託送供給収支計算規則別表第21.に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第21.
157	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	営業外収益のその他について、計上漏れがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第13.(3)に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(3)
158	託送供給収支	特別損失の算定誤り	特別損失について、計上漏れがあった。	特別損失は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(8)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(8)

(注) 経済産業大臣への報告に当たっては、所管名及び事業者名を追記して報告する。

News Release



令和 7 年 6 月 ● 日
経済産業省 電力・ガス取引監視等委員会

2024年度に実施した電気事業監査及びガス事業監査の概要について公表します

電力・ガス取引監視等委員会は、2024年度に実施した電気事業者及びガス事業者に対する監査の結果について取りまとめを行いましたので、その概要について公表いたします。

1. 概要

電気事業法及びガス事業法に基づく監査は、経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会に委任されているところです。

2024年度における監査は、電気事業者(23社)及びガス事業者(256社)に対して実施し、監査の結果について取りまとめを行いましたので、当該結果の概要を公表するものです。

2. 添付資料

- ・(別添1)2024年度電気事業監査の結果について
- ・(別添2)2024年度ガス事業監査の結果について

(本発表資料のお問い合わせ先)
電力・ガス取引監視等委員会事務局
総務課総合監査室長 高橋
電 話:03-3501-1513(直通)

2024 年度電気事業監査の結果について（案）

電力・ガス取引監視等委員会

電気事業法第 105 条及び電気事業法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第 21 条の規定に基づき、一般送配電事業者、みなし小売電気事業者及び送電事業者（以下「一般送配電事業者等」という。）（23 社）に対して実施した 2024 度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、電気事業の公益性に鑑み、電気事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らして電気事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もって電気の利用者の利益を保護するとともに、電気事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、2024 年度監査における重点監査項目は以下のとおり。

- ・一般送配電事業者においては、毎年、送配電業務に関連し、小売電気事業者や発電事業者との間における託送料金に係る誤算定等の事案が発生し、原因究明、再発防止策等を各社が実施しているところ。2023 年度においても、託送料金に係る誤算定等の事案が発生し、そのうち、インバランス料金単価の誤算定に伴いインバランス料金の再精算が生じた事案が発生した。このため、2024 年度監査においても、引き続き、再発防止に向けた各社の取組状況を確認する観点から、当該事業者の再発防止策の実施状況等、「約款の運用等」を重点的に確認した。
- ・一般送配電事業者の情報漏えい事案を受け、2022 年度以降の体制整備等に関する監査では、情報管理に関する監査を強化し、2023 年度監査においては、一般送配電事業者及び送電事業者に対し、以下の点を確認した。
 - ①ID/パスワードの管理状況や非公開情報の管理の用に供するシステム（以下「システム」という。）に係るアクセスログの保存状況等の確認
 - ②人事異動によりシステムへのアクセス権限がなくなった職員がシステムにログインできないことの確認
 - ③人事異動によりシステムへのアクセス権限が即座に切り替わる仕組みとなっているかの確認
 - ④3 日分のアクセスログを指定した上で、システムへのアクセス権限のない者が利用していないことの確認

2024 年度監査においては、2023 年度監査の結果を踏まえ、上述の確認を継続することに加え、外部の事業者に作業を委託することにより、「3 日分のシステムへのアクセスログを指定した上で、当該システムへのアクセス権限のない者が利用していないことの確認」について、アクセスログの指定期間を 3 日間分から 1 ヶ月分に大幅に拡充し、アクセスログ

と操作ログの分析を行った。

また、2024 年 4 月 1 日に施行された電気事業施行規則及び適正な電力取引についての指針の改正内容を遵守しているか、具体的には以下の事項を確認した。

一般送配電事業者が、

- ①特定された者以外の者が非公開情報を入手したことがないかどうかを確認するため、定期的にアクセスログの解析を実施しているか
 - ②管理部門等の設置、従業員が遵守すべき規程及びマニュアルの整備並びに不法行為防止措置を実施しているか
 - ③不法行為を早期に発見し、必要な調査及び対応を行う体制整備の構築をしているか
- さらに、一般送配電事業者の特定関係事業者（みなし小売電気事業者に限る。）が、当該一般送配電事業者の保有する非公開情報を、当該特定関係事業者の小売電気事業、発電事業又は特定卸供給事業の業務において利用していないか

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として 2023 事業年度の一般送配電事業者等の業務及び経理の状況を対象に、2024 年度中に実施したもの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員が実施した。

電気事業法第 106 条第 3 項及び改正法附則第 25 条の 2 第 1 項の規定により、一般送配電事業者等に報告徴収による調書の提出を求め、電気事業法第 107 条第 2 項及び改正法附則第 25 条の 3 第 1 項の規定に基づき、一般送配電事業者等の事務所等における現地立入監査を実施するとともに、オンライン監査及び書面監査を実施した。

【一般送配電事業者等】

監 査 実 施 部 局	本 省	北海道	東 北	関 東	中 部	北 陸
被監査事業者数	23	—	—	—	—	—
現地立入監査実施箇所数	21	—	—	—	—	—
オンライン監査実施数	18	—	—	—	—	—
書面監査実施数	2	—	—	—	—	—
監 査 実 施 部 局	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	合 計
被監査事業者数	—	—	—	—	—	23
現地立入監査実施箇所数	—	—	—	—	—	21
オンライン監査実施数	—	—	—	—	—	18
書面監査実施数	—	—	—	—	—	2

※ 現地立入監査実施箇所数、オンライン監査実施数及び書面監査実施数は、同一事業者について「現地立入監査とオンライン監査」及び「オンライン監査と書面監査」を

実施している場合にはそれぞれの数を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般送配電事業者が行う託送供給等約款、最終保障供給約款及び離島供給約款の運用、送電事業者が行う振替供給に係る料金その他の供給条件の運用並びにみなし小売電気事業者が行う特定小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

電気事業会計規則（昭和 40 年通商産業省令第 57 号）で定めるところに従って一般送配電事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなし小売電気事業者部門別収支計算規則（平成 28 年経済産業省令第 45 号）で定めるところに従ってみなし小売電気事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給等収支に関する監査

電気事業託送供給等収支計算規則（平成 18 年経済産業省令第 2 号）で定めるところに従って一般送配電事業者が行う託送供給等収支の計算に関する事項及び送電事業者が行う振替供給等収支の計算に関する事項

⑤託送供給等に伴う禁止行為に関する監査

電気事業法第 22 条の 3 及び第 23 条並びに同法第 27 条の 11 の 3 及び第 27 条の 11 の 4 の規定に基づく情報の目的外利用の禁止に関する事項

⑥体制整備等に関する監査

電気事業法第 23 条の 4（同法第 27 条の 12 において準用する場合を含む。）の規定に基づく体制整備等に関する事項

⑦その他必要な事項に関する監査

電気事業法第 23 条の 3 第 1 項第 2 号の規定に基づく電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害する事項

5. 一般送配電事業者等の監査の結果

2024 年度において実施した監査の結果、9 事業者において 19 件の指摘事項があった。こ

れについては、電気事業法第 66 条の 12 及び改正法附則第 25 条の 6 の規定に基づく一般送配電事業者等に対する勧告並びに電気事業法第 66 条の 13 及び改正法附則第 25 条の 7 の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

		件数
① 約款の運用等に関する監査 ＜例＞ ・接続検討の回答期限の超過		2
② 財務諸表に関する監査		—
③ 部門別収支に関する監査 ＜例＞ ・一般管理費の配賦率の算定誤り		1
④ 託送供給等収支に関する監査 ＜例＞ ・エリアインバランス量の算定誤りによるインバランス対応取引費用・収益の算定誤り等		5
⑤ 託送供給等に伴う禁止行為に関する監査		—
⑥ 体制整備等に関する監査 ＜例＞ ・システムについて、後任者は前任者のID・パスワードを変更（権利剥奪）することなく、前任者のものを使用継続していた。 ・人事異動とシステムが連動していない利用者の当該システムへのアクセス権限について、異動日までに剥奪されていなかった。また、当該異動日から権限が剥奪されるまでの間に、業務の引き継ぎとしてシステムにアクセスしていた。なお、情報漏えいには至っていない。 ・システムの一部について、抽出したログが省令で定める期間保存されていなかった。 ・みなし小売電気事業者と同居しているビルに設置されているサテライトオフィスは一送と小売の社員が利用できる状態であり、物理的隔絶が確保されていなかった。		11 ※
⑦ その他必要な事項に関する監査		—
合 計		19

※令和 6 年度委託事業分を含む

関 係 条 文

○電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）〔抜粋〕

（勧告）

第六十六条の十二 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、電気事業者又は第百三条の二第二項に規定する届出者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 （略）

第六十六条の十三 委員会は、第百十四条第一項又は第二項の規定により委任された第百五条、第百六条第三項から第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項若しくは第十三項又は第百七条第二項、第三項、第六項、第七項、第九項若しくは第十項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 （略）

（監査）

第百五条 経済産業大臣は、毎年、一般送配電事業者、送電事業者及び配電事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第百六条 （略）

2 （略）

3 経済産業大臣は、第一項の規定によるもののほか、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、小売電気事業者等、一般送配電事業者、送電事業者、配電事業者、特定送配電事業者、発電事業者又は特定卸供給事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

4～13 （略）

（立入検査）

第百七条 （略）

2 経済産業大臣は、前項の規定による立入検査のほか、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

(権限の委任)

第百十四条 経済産業大臣は、第百六条第三項及び第八項、同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十三項並びに第百七条第二項及び第六項、同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに同条第十項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）並びに第百六条第四項及び第五項並びに第百七条第三項の規定による権限を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第百五条、第百六条第九項及び第十項並びに第百七条第七項の規定による権限並びに第百六条第三項及び第八項並びに同条第十二項（卸電力取引所に係るものに限る。）並びに第百七条第二項及び第六項並びに同条第九項（卸電力取引所に係るものに限る。）の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4 (略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6 (略)

○電気事業法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第七二号）〔抜粋〕

(小売電気事業の登録等に関する経過措置)

附則第二条 (略)

2 前項の規定により新電気事業法第二条の二の登録を受けたものとみなされる者（以下「みなし小売電気事業者」という。）は、施行日から起算して一月以内に新電気事業法第二条の三第一項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条第二項に規定する書類を経済産業大臣に提出しなければならない。

3～5 (略)

(監査)

附則第二十一条 経済産業大臣は、みなし小売電気事業者が附則第十六条第一項の義務を負う間、毎年、みなし小売電気事業者の業務及び経理の監査をしなければならない。

(報告の徴収)

附則第二十五条の二 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、みなし小売電気事業者に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

2 (略)

(立入検査)

附則第二十五条の三 経済産業大臣は、附則第十六条から第十九条まで及び第二十一条の規定の施行に必要な限度において、その職員に、みなし小売電気事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況又は電気工作物、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 (略)

附則第二十五条の六 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなし小売電気事業者又はみなし登録特定送配電事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

附則第二十五条の七 委員会は、附則第二十五条の十第一項又は第二項の規定により委任された附則第二十一条、第二十五条の二又は第二十五条の三第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、電力の適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(権限の委任)

附則第二十五条の十 経済産業大臣は、附則第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（電力の適正な取引の確保に係る規定として政令で定める規定に関するものに限る。）を委員会に委任する。ただし、報告又は資料の提出を命ずる権限は、経済産業大臣が自ら行うことを妨げない。

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第二十一条の規定による権限並びに第二十五条の二並びに第二十五条の三第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4 (略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6 (略)

2024年度電気事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	約款の運用等	供給側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (供給側接続事前検討の検討期間)
2	約款の運用等	供給側接続検討の回答期間超過	社内の工程管理不足により、託送供給等約款で定められている回答期間を超過した。	託送供給等約款に定められている適正な運用方法で処理すべきである。	託送供給等約款 (供給側接続事前検討の検討期間)
3	部門別収支	一般管理費における普及開発関係費及び 附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）の配賦率の算定誤り	一般管理費における普及開発関係費及び附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）については、各部門費用比により各部門に配賦することとなるが、当該配賦率の算定を誤った。	一般管理費における普及開発関係費及び附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）は、みなし小売電気事業者部門別収支計算規則別表第3に基づき、各部門費用比により各部門に正確に配賦したものを部門別収支計算書に記載すべきである。	みなし小売電気事業者部門別収支計算規則 別表第3
4	託送供給収支	三次調整力①及び三次調整力②の算定誤り	三次調整力①及び三次調整力②について算定を誤った。 (事業者自らが検出した誤りで、次年度収支で補正計上する。)	三次調整力①（託送収支対象）と三次調整力②（託送収支対象外）は、電気事業託送供給等収支計算規則別表第1第2項に基づき、正確に算定したものを送配電部門収支計算書に記載すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第2項
5	託送供給収支	エリアインバランス量の算定誤り	エリアインバランス量の算定を誤った。 (事業者自らが検出した誤りで、次年度収支で補正計上する。)	エリアインバランス量は、電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第9項に基づき、正確に算定したものをインバランス等収支計算書に記載すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第9項
6	託送供給収支	インバランス収支算定上の30分V1単価の算定誤り	インバランス収支算定上の30分V1単価について算定を誤った。 (事業者自らが検出した誤りで、次年度収支で補正計上する。)	インバランス対応取引費用は、電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第9項に基づき、正確に算定したものをインバランス等収支計算書に記載すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第9項

2024年度電気事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
7	託送供給収支	誤った送配電部門収支計算書、インバンス等収支計算書の公表	インバンス対応取引費用・収益について算定結果を誤った。	インバンス対応取引費用・収益は、電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第1項及び第2項に基づき、正確に算定したものを送配電部門収支計算書、インバンス等収支計算書に記載すべきである。(訂正後の送配電部門収支計算書等は公表済み。)	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第1項及び第2項
8	託送供給収支	託送収支の算定誤り	送配電部門に係る他社購入電源費について控除すべき費用が控除できていなかった。	送配電部門に係る他社購入電源費は、電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第2項に基づき、正確に算定したものを送配電部門収支計算書に記載すべきである。	電気事業託送供給等収支計算規則 別表第1第2項
9	体制整備等	人事異動に伴うID、PWの変更不作為について	非公開情報管理システムについて、後任者は前任者のID、PWを変更（権限剥奪）することなく、前任者のものを使用継続していた。また、これにより前任者も当該システムにアクセス可能な状態であった。なお、前任者が異動後に当該ID・PWを使てのアクセスはない。	電気事業法施行規則第44条の1第1項第2号ロのとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則規則第44条の1第1項第2号ロ
10	体制整備等	情報管理システムのアクセス権限の管理不備	非公開情報の管理の用に供するシステムにおいて、人事異動と当該システムが連動していない利用者のシステムへのアクセス権限について、当該権限のある者が否か直ちに特定できない状態であった。	電気事業法施行規則第33条の1第1項第2号イ、ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の1第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の1第1項第2号イ、ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の1第2項
11	体制整備等	情報管理システムのログの保存の不備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部において、利用者が入手した非公開情報の内容が特定できない状態であった。	電気事業法施行規則第33条の1第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の1第2項
12	体制整備等	情報管理システムのログの保存の不備	非公開情報の管理の用に供するシステムの一部について、抽出したログが省令で定める期間保存されていなかった。	電気事業法施行規則第33条の1第1項第2号ロ及び電気事業法施行規則第33条の1第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の1第1項第2号ロ 電気事業法施行規則第33条の1第2項
13	体制整備等	情報管理システムのアクセス権限の管理不備	非公開情報の管理の用に供する社外向け申込システムにおいて、電気工事店等のシステム利用者へ発行されたIDと利用者の対応関係を、直ちに特定できない状態であった。	電気事業法施行規則第33条の1第1項第2号イ、ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の1第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の1第1項第2号イ、ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の1第2項

2024年度電気事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
14	体制整備等	情報管理システムのアクセス権限の管理不備	非公開情報の管理の用に供するシステムにおいて、人事異動と当該システムが連動していない利用者の当該システムへのアクセス権限について、異動日までに剥奪されていなかった。 また、当該異動日から権限が剥奪されるまでの間に、業務の引継ぎとして非公開情報にアクセスしていた。なお、情報漏えいには至っていない。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号イのとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号イ
15	体制整備等	物理的隔絶の不備	みなし小売電気事業者と同居しているビルに設置されているサテライトオフィスは両社の社員が利用できる状態であり物理的隔絶が確保されていなかった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第1号のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第1号
16	体制整備等	情報管理システムの共有IDの貸し出し記録の不備 (電力市場監視機能強化等事業)	非公開情報の管理の用に供するシステムについて、日々入れ替わりのある人員の利用のため、利用者に対し、当該システムにアクセスできる共有IDを貸し出ししているが、一部の利用者に係る貸し出し記録の記載漏れがあった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項
17	体制整備等	情報管理システムの共有IDの貸し出し記録の不備 (電力市場監視機能強化等事業)	非公開情報の管理の用に供するシステムについて、災害訓練で利用するために社員に対し、当該システムにアクセスできる共有IDを貸し出ししているが、一部に貸し出し記録の記載漏れがあった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項
18	体制整備等	情報管理システムの共有IDの貸し出し記録の不備 (電力市場監視機能強化等事業)	非公開情報の管理の用に供するシステムについて、災害非常時等に利用するため、利用者に対し、当該システムにアクセスできる共有IDを貸し出ししているが、一部の利用者に係る貸し出し記録の記載漏れがあった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項
19	体制整備等	情報管理システムのIDの貸し出し記録の不備 (電力市場監視機能強化等事業)	非公開情報の管理の用に供するシステムのアクセス権限について、社員の組織コード変更のため、一時的に共有IDを貸し出したが、一部の利用者に係る利用記録の記載漏れがあった。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ及び電気事業法施行規則第33条の15第2項のとおり運用すべきである。	電気事業法施行規則第33条の15第1項第2号ロ、ハ 電気事業法施行規則第33条の15第2項

2024 年度ガス事業監査の結果について（案）

電力・ガス取引監視等委員会

ガス事業法第 170 条及び電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第 22 条第 4 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 5 条の規定による改正前のガス事業法（以下「旧ガス事業法」という。）第 45 条の 2 の規定に基づき、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者、ガス製造事業者及び旧一般ガスみなしガス小売事業者（以下「一般ガス導管事業者等」という。）（256 社）に対して実施した 2024 年度の監査結果の概要は以下のとおり。

1. 監査の目的

監査は、ガス事業の公益性に鑑み、ガス事業法及び改正法並びにこれらの法に関連する政令及び経済産業省令等の規定に照らしてガス事業の運営を適正ならしめるため、業務及び経理の状況を適確に把握し、もってガスの使用者の利益を保護するとともに、ガス事業の健全な発達を図ることを目的とする。

なお、2024 年度監査における重点監査項目は以下のとおり。

- ・ 2023 年度において、本省及び地方局所管事業者ともに省令の理解不足、又は単純ミスによる算定誤り等の指摘事項が 91 件（2022 年度は 74 件）あった。このため、2024 年度監査においても、引き続き、託送供給収支に係る算定誤り等による間違いがないかを確認した。
- ・ 一般送配電事業者の情報漏えい事案を受け、2023 年度ガス事業監査では、一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者（ガスメーターの取付数が 30 万個以上に限る。）のシステムに係る情報管理体制を確認した。その結果、本省所管事業者において、人事異動に伴う引継ぎ等の理由により、非公開情報を入手すべきでない者が、システムにアクセスすることが可能となっていた事例が検出されたことから、2024 年度ガス事業監査においても、当該情報管理体制について確認した。

2. 監査対象期間及び監査実施期間

今回の監査は、原則として 2023 事業年度の一般ガス導管事業者等の業務及び経理の状況を対象に、2024 年度中に実施したもの。

3. 監査実施者及び実施の方法

監査は、電力・ガス取引監視等委員会事務局の職員又は経済産業局に置かれる電力・ガス取引監視室の職員が実施した。

ガス事業法第 171 条第 1 項及び改正法附則第 33 条第 1 項の規定により、一般ガス導管事

業者等に報告徴収による調書の提出を求め、ガス事業法第 172 条第 1 項及び改正法附則第 34 条第 1 項の規定に基づき、一般ガス導管事業者等の事務所等においての現地立入監査を実施するとともに、オンライン監査及び書面監査を実施した。

【一般ガス導管事業者等】

監 査 実 施 部 局	本 省	北海道	東 北	関 東	中 部	北 陸
被監査事業者数	44	11	37	84	8	4
現地立入監査実施箇所数	9	11	14	22	8	4
オンライン監査実施数	6	—	—	—	—	—
書面監査実施数	33	—	23	62	—	—
監 査 実 施 部 局	近 畿	中 国	四 国	九 州	沖 縄	合 計
被監査事業者数	19	14	3	30	2	256
現地立入監査実施箇所数	17	14	3	20	2	124
オンライン監査実施数	2	—	—	1	—	9
書面監査実施数	—	—	—	9	—	127

※ 現地立入監査実施箇所数、オンライン監査実施数及び書面監査実施数は、同一事業者について「本社と支社で監査」及び「現地立入監査とオンライン監査」を実施している場合にはそれぞれの数を計上しているため、被監査事業者数の合計とは一致しない。

4. 監査の内容

①約款の運用等に関する監査

一般ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認一般ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）及び最終保障供給約款の運用、特定ガス導管事業者が行う託送供給約款（承認特定ガス導管事業者が料金その他の供給条件を届け出ている場合には、当該供給条件）の運用、ガス製造事業者が行うガス受託製造約款の運用並びに旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う指定旧供給区域等小売供給約款の運用に関する事項

②財務諸表に関する監査

ガス事業会計規則（昭和 29 年通商産業省令第 15 号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者等が行う会計の整理に関する事項

③部門別収支に関する監査

みなしガス小売事業者部門別収支計算規則（平成 29 年経済産業省令第 21 号）で定め

るところに従って旧一般ガスみなしガス小売事業者が行う部門別収支の計算に関する事項

④託送供給収支に関する監査

ガス事業託送供給収支計算規則（平成 29 年経済産業省令第 23 号）で定めるところに従って一般ガス導管事業者及び特定ガス導管事業者が行う託送供給収支の計算に関する事項

⑤託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査

ガス事業法第 54 条、第 80 条及び第 92 条の規定に基づく情報の目的外利用の禁止及び差別的取扱いの禁止に関する事項

⑥体制整備等に関する監査

ガス事業法第 54 条の 8 及び第 80 条の 8 の規定に基づく体制整備等に関する事項

5. 一般ガス導管事業者等の監査の結果

2024 年度において実施した監査の結果、62 事業者において 158 件の指摘事項があった。これについては、ガス事業法第 178 条第 1 項及び改正法附則第 37 条第 1 項の規定に基づく一般ガス導管事業者等に対する勧告並びにガス事業法第 179 条第 1 項及び改正法附則第 38 条第 1 項の規定に基づく経済産業大臣への勧告を行うべき事項は認められなかったが、所要の指導を行った。

なお、監査の内容ごとの指摘事項の件数は以下のとおり（詳細は別紙のとおり）。

（単位：件）

		件数
	① 約款の運用等に関する監査 <例> ・内管工事費の算出誤り	2（－）
	② 財務諸表に関する監査 <例> ・勘定科目の整理誤り	15（－）
	③ 部門別収支に関する監査	－
	④ 託送供給収支に関する監査 <例> ・省令の理解不足や単純ミスによる算定誤り	132（1）
	⑤ 託送供給等及びガス受託製造に伴う禁止行為に関する監査	－
	⑥ 体制整備等に関する監査 <例> ・非公開情報の管理の用に供するシステムにおける非公	9（－）

	開情報入手者の特定及び記録等の欠落 ・人事異動に伴う非公開情報の管理の用に供するシステムのアクセス権限の切替え遅れ	
合 計		158 (1)

※ () 内は、本省所管事業者への指摘事項件数であり、内数。

関 係 条 文

○ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）〔抜粋〕

（監査）

第一百七十条 経済産業大臣は、毎年、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者の事業の監査をしなければならない。

（報告の徴収）

第一百七十一条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者若しくはガス製造事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2～5 （略）

（立入検査）

第一百七十二条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、ガス事業者、準用事業者又はガス用品の製造、輸入若しくは販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～10 （略）

（勧告）

第一百七十八条 委員会は、第百八十九条第一項又は第二項の規定により委任された第一百七十条、第一百七十一条第一項から第三項まで又は第一百七十二条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 （略）

第一百七十九条 委員会は、第百八十九条第一項又は第二項の規定により委任された第一百七十条、第一百七十一条第一項から第三項まで又は第一百七十二条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 （略）

（権限の委任）

第百八十九条 （略）

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、第一百七十条の規定による権限、ガス小売事業者等、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造事業者に対する第一百七十一

条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）並びにガス事業者に対する第百七十二条第一項の規定による権限（前項の政令で定める規定並びにガス工作物及び消費機器に係る規定として政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4 （略）

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6 （略）

○電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二七年法律第四七号）〔抜粋〕

（旧一般ガスみなしガス小売事業者の供給義務等）

附則第二十二条 みなしガス小売事業者（附則第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下「旧一般ガスみなしガス小売事業者」という。）は、当分の間、正当な理由がなければ、当該旧一般ガスみなしガス小売事業者に係る第五号旧ガス事業法第六条第二項第三号の供給区域又は供給地点であつて、ガス小売事業者（第五号新ガス事業法第二条第三項に規定するガス小売事業者をいう。附則第二十八条第一項において同じ。）間の適正な競争関係が確保されていないことその他の事由により、当該供給区域内又は供給地点のガスの使用者の利益を保護する必要性が特に高いと認められるものとして経済産業大臣が指定するもの（以下「指定旧供給区域等」という。）における一般の需要であつて次に掲げるもの以外のもの（次条第二項において「指定旧供給区域等需要」という。）に応ずるガスの供給を保障するためのガスの供給（以下「指定旧供給区域等小売供給」という。）を拒んではならない。

一・二 （略）

2・3 （略）

4 旧一般ガスみなしガス小売事業者については、第五号旧ガス事業法第七条、第十条、第十一条、第十三条から第十五条まで、第十七条第三項から第十項まで、第十八条から第二十条まで、第二十六条、第二十六条の二、第四十五条の二、第四十七条の六、第四十八条、第四十九条、第五十条及び第五十二条の二第四項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）は、旧一般ガスみなしガス小売事業者が第一項の義務を負う間、なおその効力を有する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

5～7 （略）

（みなしガス小売事業者に対する報告の徴収）

附則第三十三条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、旧一般ガスみなしガス小売事業者に対し、その事業に関し報告をさせることができる。

2 （略）

（みなしガス小売事業者に対する立入検査）

附則第三十四条 経済産業大臣は、附則第二十二条から第二十五条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、旧一般ガスみなしガス小売事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2～4 (略)

附則第三十七条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため必要があると認めるときは、みなしガス小売事業者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

附則第三十八条 委員会は、附則第四十一条第一項又は第二項の規定により委任された附則第三十三条又は第三十四条第一項若しくは第二項の規定による権限を行使した場合において、ガスの適正な取引の確保を図るため特に必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、前条第一項の規定による勧告をした場合は、この限りでない。

2・3 (略)

(権限の委任)

附則第四十一条 (略)

2 経済産業大臣は、政令で定めるところにより、附則第三十三条並びに第三十四条第一項及び第二項の規定による権限（前項の政令で定める規定に関するものを除く。）を委員会に委任することができる。

3 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

4 (略)

5 委員会は、政令で定めるところにより、第一項又は第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

6 (略)

○電気事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第四十号）〔抜粋〕

(権限の委任)

第三十八条 経済産業大臣は、改正法附則第二十二条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正法第五条の規定による改正前のガス事業法第四十五条の二の規定による権限を電力・ガス取引監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）に委任する。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

2 委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について経済産業大臣に報告するものとする。

3 第一項の規定により委員会に委任された権限は、指定旧供給区域等（改正法附則第二十二

条第一項に規定する指定旧供給区域等をいう。)を管轄する経済産業局長が行うものとする。
ただし、委員会が自らその権限を行うことを妨げない。

4 (略)

○改正前のガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）〔抜粋〕

（監査）

第四十五条の二 経済産業大臣は、毎年、一般ガス事業者及びガス導管事業者の事業の監査を
しなければならない。

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
1	託送供給収支	託送資産明細書（無形固定資産）の算定誤り	託送資産明細書の「無形固定資産」の計上に漏れがあった。	無形固定資産は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2-2に基づき、正確に算定したものを託送資産明細書に記載すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2-2
2	託送供給収支	修繕費の算定誤り	修繕費において、全額託送費用として計上すべき費用を機能別に配賦していた。	修繕費は、ガス事業法施行規則 別表第1-2-（1）に基づき、託送費用として特定できるものは託送収支計算書に正確に算定し直課すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1-2-（1）
3	託送供給収支	事業者が定める算定方法の届出の不備	固定資産除却費の算定にあたり、託送収支計算規則とは異なる算定方法を、あらかじめ同規則様式第4に整理し届け出ていなかった。	ガス事業法施行規則 第6条に基づき、同規則とは異なる算定方法はあらかじめ様式第4に整理し、届け出るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 第6条
4	託送供給収支	運転資本の算定誤り	運転資本の算定に誤りがあった。	運転資本は、ガス事業法施行規則 別表第2-2-に基づき、託送収支計算書に減価償却費を正確に算定したものを控除すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2-2-
5	体制整備等	託送供給の業務等が法令等に適合することを確保するための計画の未整備	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づく計画が整備されていなかった。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号の規定に基づき計画を整備すべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第10号
6	財務諸表	損益計算書の金額の誤り	ガス器具の取付けに要した費用や附帯事業に係る費用を営業雑費用の受注工事費用に計上していた。	ガス器具の取付けに要した費用や附帯事業に係る費用は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、営業雑費用のその他営業雑費用並びに附帯事業費用に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
7	財務諸表	会計整理項目の誤り	構内建物に係る委託作業費を供給販売費の委託作業費に計上していた。	構内建物に係る委託作業費は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、一般管理費の委託作業費に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
8	財務諸表	会計整理項目の誤り	附帯事業（電気供給業）に係る収入割事業税を「一般管理費・租税課金」に計上していた。	電気供給業に係る収入割事業税は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、附帯事業費用に計上すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
9	財務諸表	会計整理項目の誤り	業務設備（福利厚生施設）の維持管理に係る費用を一般管理費で整理すべきところ、供給販売費（委託作業費および雑費）に計上していた。	福利厚生施設の維持管理に係る費用は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、一般管理費に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
10	託送供給収支	託送資産計算書の託送費用算定の誤り	託送費用算定時、事業税の集計を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1
11	体制整備等	監視部門の独立性が保たれていない	監視部門が、ガス製造部門から独立した組織になっていなかった。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第12号の規定に基づき、ガス製造部門から独立した組織にすべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第12号
12	体制整備等	情報管理責任者の不充足	現場の担当課長が、情報管理責任者となっていた。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第6号に基づき、情報管理責任者は当該一般ガス導管事業者の役員に相当する地位を有する者をもってこれに充てるべきである。	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第6号
13	財務諸表	損益計算書の金額の誤り	県税還付税額（所得割法人事業税）を損益計算書の法人税等に整理すべきところ、営業外収益の雑収入に計上していた。	所得割法人事業税は、ガス事業会計規則 別表第1及びガス事業会計規則取扱要領第9-4に基づき、損益計算書の法人税等に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1 ガス事業会計規則取扱要領第9-4
14	財務諸表	会計整理項目の誤り	リース資産を有形固定資産に計上すべきところ、長期前払費用に計上されていた。	リース資産は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、有形固定資産に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
15	託送供給収支	還元義務額残高の算定誤り	還元義務額残高が適切に算定されていなかった。	還元義務額残高は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4. (3)に基づき、正確に算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4. (3)
16	財務諸表	会計整理項目の誤り	返済金の保証料を長期前払費用に計上すべきところ、前払費用としていた。	返済金の保証料は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、長期前払費用に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
17	体制整備等	情報の取扱いに関する規程を遵守させるための研修の未実施	ガス事業法施行規則第79条の14第1項第四号に定める研修が役員及び一部の従業員に対して実施されていなかった。	ガス事業法施行規則第7 9条の1 4 第1項第4号に基づき、一般ガス導管事業者の役員及び従業員に対し必要な研修を実施すべきである。	ガス事業法施行規則第7 9条の1 4 第1項第4号
18	託送供給収支	乖離率計算書の算定誤り	乖離率計算書における実績費用が適切に算定されていなかった。	乖離率計算書における実績費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)に基づき、正確に算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)
19	託送供給収支	乖離率計算書の算定誤り	乖離率計算書における実績費用が適切に算定されていなかった。	乖離率計算書における実績費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)に基づき、正確に算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)
20	財務諸表	会計整理項目の誤り	無形固定資産の減価償却額を需要開発費や消耗品費に計上していた。	無形固定資産の減価償却額は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、減価償却費に整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
21	託送供給収支	収入割事業税の算定誤り	託送収支計算書において事業税が誤って算定されていた。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
22	託送供給収支	事業税が算定されていない	託送収支計算書において事業税が算定されていなかった。	ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
23	財務諸表	会計整理項目の誤り	灯油関連の取引を営業雑収益、営業雑費用に計上していた。	灯油関連の取引は、ガス事業会計規則 別表第1に基づき、附帯事業収益、附帯事業費用に正確に算定したものを整理すべきである。	ガス事業会計規則 別表第1
24	託送供給収支	託送資産明細書における「無形固定資産」の計上誤り	託送資産明細書において、無形固定資産を算定する際、資産が適切に計上されていなかった。	託送資産明細書は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
25	託送供給収支	本支管投資額実績表の計上誤り	本支管投資額実績表において、令和元年度の本支管（主要導管以外）投資額が適切に計上されていなかった。	本支管投資額実績表における本支管投資額は、ガス事業託送供給収支計算規則に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第2
26	財務諸表	営業費明細表の一部費用区分誤り	営業費（供給販売費及び一般管理費）の一部について、適正な基準によりガス事業と附帯事業それぞれの事業に区分して整理していなかった。	営業費（供給販売費及び一般管理費）はガス事業会計規則第1 3条第1項に基づき、正確に算定したものを営業費明細表に計上すべきである。	ガス事業会計規則第1 3条第1項
27	託送供給収支	託送収支計算書上の製造費、供給販売費、一般販売費の配賦係数誤り、計算誤り	託送費用関連配賦基準における人員比について、適切ではない人員比を算定に用いていた。	託送費用関連配賦基準は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (2) ③に基づき、適正に定めるべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2) ③

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
28	託送供給収支	託送収支計算書上の事業税の算定誤り	事業税の算出について、地方税法の定めるところにより算定していなかった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)に基づき、地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
29	託送供給収支	託送収支計算書上の製造費、供給販売費、一般販売費の配賦係数誤り、計算誤り	供給販売費の機能別展開において、配賦する根拠となる金額が適切ではなかった。また、適切ではない配賦基準にて配賦されていた。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)に基づき、適切に行うべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)
30	託送供給収支	託送収支計算書上の営業外収益・費用及び特別利益・損失の機能別原価等への配賦誤り	雑収入を託送供給関連部門の収益に整理するに当たり、適切に整理されていなかった。	雑収入を託送供給関連部門の収益に整理するに当たっては、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)に基づき、適切に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
31	託送供給収支	超過利潤累積額管理表のうち、前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）の誤り	超過利潤累積額管理表について、前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）の金額が誤って計上されていた。	前期超過利潤累積額（又は前期欠損累積額）の金額は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (1)に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 2. (1)
32	託送供給収支	内部留保相当額管理表のうち、前期末内部留保相当額の誤り	内部留保相当額管理表について、前期末内部留保相当額が誤って計上されていた。	前期末内部留保相当額が誤って計上されていた。前期末内部留保相当額が誤って計上されていた。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4. (1)
33	託送供給収支	乖離率計算書のうち、実績費用の誤り	乖離率計算書について、実績費用の金額が誤って計上されていた。	実績費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (3)に基づき、乖離率計算書に正確に算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (3)
34	託送供給収支	法人税等の計算誤り	法人税等の算定にあたり、誤った法定実効税率が適用されていた。	法人税等は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (9)及びガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (4)に基づき、正確な金額を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (9) ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (4)
35	託送供給収支	内部留保相当額管理表のうち、前期末内部留保相当額の誤り	内部留保相当額管理表について、前期末内部留保相当額が誤って計上されていた。	前期末内部留保相当額が誤って計上されていた。前期末内部留保相当額が誤って計上されていた。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 4. (1)
36	託送供給収支	事業税の計上誤り	事業税の計上に誤りがあった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)
37	託送供給収支	法人税の計上誤り	法人税の計上に誤りがあった。	法人税は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (9)及びガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (4)に基づき、正しい金額を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (9) ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (4)
38	託送供給収支	託送収支計算書（営業外収益「雑収入」）の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
39	体制整備等	託送供給業務が法令等に適合することを確保するための規定及び計画等について	ガス事業法施行規則第7 9条の1 4第1項第1 0号の規定に基づく規定及び計画が整備されず、運用すること並びにその業務執行の状況の監視が行われていなかった。	ガス事業法施行規則第7 9条の1 4第1項第1 0号の規定に基づく規定及び計画を整備し、運用すること並びにその業務執行の状況の監視を行うべきである。	ガス事業法施行規則 第7 9条の1 4第1項第1 0号

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
40	約款の運用	内管工事費の算出誤り	内管工事費について、託送供給約款に基づき適切に算出が行われていない案件が認められた。	内管工事費は、託送供給約款に基づき適正に内管工事に伴う費用の算出を行うべきである。	託送供給約款 VI. 3 6. (3)
41	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、ガス事業に係る費用を託送費用として整理していなかった。また、託送費用として特定できる費用を直接配賦していなかった。	供給販売費の機能別展開及び託送費用として特定できるものは、は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)、(2)に基づき、託送費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)、(2)
42	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	ガス事業に係る営業外収益を託送供給関連部門の収益に整理していなかった。	ガス事業に係る営業外収益は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. に基づき、託送供給関連部門の収益に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.
43	託送供給収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書における運転資本が毎事業年度決算確定値をもとに算定されていなかった。	運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
44	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定に誤りがあった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
45	託送供給収支	法人税等の算定誤り	法人税の算定に誤りがあった。	法人税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (9)及びガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (4)に基づき、正確な金額を算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (9) ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (4)
46	体制整備等	人事異動に伴う非公開情報システムのアクセス権限の切替えの遅れ	人事異動に伴いアクセス権限がないとされる者が、異動日以降も非公開情報システムにアクセスすることが可能となっていた。	非公開情報を入力することができる者のみが、非公開情報システムにアクセスできるようにするべきである。(既に対応措置済み)	ガス事業法施行規則 第79条の14第1項第2号ロ
47	約款の運用	内管工事費の算出誤り	内管工事費について、託送供給約款に基づき適切に算出が行われていない案件が認められた。	内管工事費は、託送供給約款に基づき適正に内管工事に伴う費用の算出を行うべきである。	託送供給約款 VI. 3 6. (3)
48	託送供給収支	事業税額の記載誤り	事業税の額を誤って記載していた。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
49	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、託送費用として特定できる費用を直接配賦していなかった。また、誤った配賦基準にて配賦されていた。	供給販売費の機能別展開及び託送費用として特定できるものは、は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)、(2)に基づき、託送費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)、(2)
50	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、託送費用として特定できる費用を直接配賦していなかった。また、誤った配賦基準にて配賦されていた。	供給販売費の機能別展開及び託送費用として特定できるものは、は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)、(2)に基づき、託送費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)、(2)
51	託送供給収支	その他の営業外収益の算定誤り	誤った額のその他の営業外収益を託送供給関連部門の収益に整理していた。	ガス事業に係る営業外収益は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3)に基づき、託送供給関連部門の収益に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3)
52	託送供給収支	その他の営業外収益の算定誤り	誤った額のその他の営業外収益を託送供給関連部門の収益に整理していた。	ガス事業に係る営業外収益は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3)に基づき、託送供給関連部門の収益に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3)
53	託送供給収支	資金調達に係る営業外費用の算定誤り	資金調達に係る営業外費用を誤った固定資産金額比により託送供給関連部門の費用に整理していた。	ガス事業に係る営業外費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (5)に基づき、託送供給関連部門の費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (5)
54	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (6)に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (6)

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
55	託送供給収支	その他の営業外収益・費用の算定誤り	その他の営業外収益・費用を誤った機能別原価項目の金額比により託送供給関連部門の収益・費用に整理していた。	ガス事業に係る営業外収益・費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (3)、(7) に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (3)、(7)
56	託送供給収支	その他の営業外収益・費用の算定誤り	その他の営業外収益・費用を誤った機能別原価項目の金額比により託送供給関連部門の収益・費用に整理していた。	ガス事業に係る営業外収益・費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (3)、(7) に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (3)、(7)
57	託送供給収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書における運転資本が毎事業年度決算確定値をもとに算定されていなかった。	運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2 2. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 2 2.
58	託送供給収支	実績需要量の算定誤り	乖離率計算書における実績需要量が誤って算定されていた。	実績需要量は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 3 5. (6) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 3 5. (6)
59	託送供給収支	供給販売費の機能別展開の誤り	供給販売費の機能別展開において、誤った配賦基準にて配賦されていた。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2) ①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2) ①
60	財務諸表	勘定科目の整理誤り	収入金額を課税標準としない事業税が、一般管理費の租税課金で計上されていた。	収入金額を課税標準としない事業税は、ガス事業会計規則 別表第 1 に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業会計規則 別表第 1
61	託送供給収支	営業外費用（資金調達）の算定誤り	資金調達に係る営業外費用を固定資産金額比により託送供給関連部門の費用に整理していなかった。	ガス事業に係る営業外費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (5) に基づき、託送供給関連部門の費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (5)
62	託送供給収支	営業外費用（雑支出等）の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。また、計上金額についても誤りがあった。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6)
63	託送供給収支	特別損失の算定誤り	特別損失を誤った機能別原価項目の金額比により、託送供給関連部門の費用に整理していた。	特別損失は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (8) に基づき、託送供給関連部門の費用に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (8)
64	託送供給収支	税引前託送供給関連部門当期純利益の算定誤り	様式第 1 第 1 表における「税引前託送供給関連部門当期純利益」の算出において、特別損失を差し引かないで算出していた。	税引前託送供給関連部門当期純利益は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 4. に基づき、算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 4.
65	財務諸表	勘定科目の整理誤り	損益計算書において、受注工事費用及びその他営業雑費用が供給販売費に整理されていた。	受注工事費用及びその他営業雑費用は、ガス事業会計規則 別表第 1 に基づき、損益計算書の営業雑費用に正確に算定したものを計上すべきである。	ガス事業会計規則 別表第 1

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
66	託送供給収支	想定原価と実績費用の乖離額の算出誤り	想定原価と実績費用の乖離額が誤って算出されていた。	想定原価と実績費用の乖離額は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (7)に基づき、適正に算出すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (7)
67	託送供給収支	減少事業報酬額の計上誤り	減少事業報酬額が、適正に計上されていなかった。	減少事業報酬額は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (6)に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 1. (6)
68	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（固定資産金額比）が適正に算定されていなかったことに伴い、供給販売費及び営業外費用の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費及び営業外費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①、3. (5)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①、3. (5)
69	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（固定資産金額比）が適正に算定されていなかったことに伴い、供給販売費及び営業外費用の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費及び営業外費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①、3. (5)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)①、3. (5)
70	託送供給収支	特別損失の算定誤り	託送費用でない特別損失を託送費用として算定していた。	特別損失は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)
71	託送供給収支	運転資本の算定誤り	託送資産明細書における運転資本が毎事業年度決算確定値をもとに算定されていなかった。	運転資本については、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
72	託送供給収支	託送供給特定費用の算定誤り	託送供給特定費用を誤って算出していたとともに、様式第1に整理する際、計上漏れにより、計上する金額を間違えていた。	託送供給特定費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)、4. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)、4.
73	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (2)
74	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (6)に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (6)
75	託送供給収支	営業外収益「資金運用」の算定誤り	ガス事業に係らない収益を営業外収益の「資金運用」として計上していた。	営業外収益の資金運用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.
76	託送供給収支	営業外収益「資金運用」の算定誤り	ガス事業に係らない収益を営業外収益の「資金運用」として計上していた。	営業外収益の資金運用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3.

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
77	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に繰り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2)
78	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に繰り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6)
79	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	正しいガス事業に係る費用（供給販売費）を託送費用に整理できなかった。	供給販売費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2.
80	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（人員比）が適正に算定されていなかったことに伴い、供給販売費の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2) ①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第 1 2. (2) ①
81	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（人員比）が適正に算定されていなかったことに伴い、供給販売費の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2) ①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第 1 2. (2) ①
82	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（人員比）が適正に算定されていなかったことに伴い、供給販売費の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2) ①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第 1 2. (2) ①
83	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（人員比）が適正に算定されていなかったことに伴い、供給販売費の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2) ①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第 1 2. (2) ①
84	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（人員比）が適正に算定されていなかったことに伴い、供給販売費の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2) ①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第 1 2. (2) ①
85	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数（人員比）が適正に算定されていなかったことに伴い、供給販売費の託送費用が適正に算出されていなかった。	供給販売費の機能別展開は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2) ①に基づき、適正に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第 1 2. (2) ①
86	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税が地方税法の定めにより算定されていなかった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4)
87	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税が地方税法の定めにより算定されていなかった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4)

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
88	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税が地方税法の定めにより算定されていなかった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4)
89	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税が地方税法の定めにより算定されていなかった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4)
90	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税が地方税法の定めにより算定されていなかった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4)
91	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税が地方税法の定めにより算定されていなかった。	事業税は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4) に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4)
92	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2)
93	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2)
94	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2)
95	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2)
96	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2)
97	託送供給収支	営業外収益「雑収入」の算定誤り	営業外収益の「雑収入」の算定にあたり、直近の料金改定時に控除項目として料金原価に織り込まれていなかった収入が「雑収入」に計上されていた。	雑収入は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (2)
98	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6) に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 3. (6)

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
99	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13. (6)に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13. (6)
100	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13. (6)に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13. (6)
101	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13. (6)に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13. (6)
102	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13. (6)に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13. (6)
103	託送供給収支	営業外費用「雑支出等」の算定誤り	営業外費用の「雑支出等」の算定にあたり、直近の料金改定時に料金原価に織り込まれていなかった支出が「雑支出等」に計上されていた。	雑支出は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13. (6)に基づき、適切に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13. (6)
104	託送供給収支	租税課金の算定誤り	租税課金の額を様式第1に整理する際、計上する金額を間違えていた。	託送供給特定費用は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第14. に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第14.
105	託送供給収支	一般管理費の機能別配賦係数の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数（機能別原価項目の金額比）が適正に算定されていなかったことに伴い、一般管理費費及び運転資本の営業費等が適正に算出されていなかった。	一般管理費及び運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12. ③、別表第22. ②に基づき、適正に算定すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12. ③、別表第22. ②
106	託送供給収支	一般管理費の機能別配賦係数の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数（機能別原価項目の金額比）が適正に算定されていなかったことに伴い、一般管理費費及び運転資本の営業費等が適正に算出されていなかった。	一般管理費及び運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12. ③、別表第22. ②に基づき、適正に算定すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12. ③、別表第22. ②
107	託送供給収支	一般管理費の機能別配賦係数の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数（機能別原価項目の金額比）が適正に算定されていなかったことに伴い、一般管理費費及び運転資本の営業費等が適正に算出されていなかった。	一般管理費及び運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12. ③、別表第22. ②に基づき、適正に算定すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12. ③、別表第22. ②
108	託送供給収支	一般管理費の機能別配賦係数の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数（機能別原価項目の金額比）が適正に算定されていなかったことに伴い、一般管理費費及び運転資本の営業費等が適正に算出されていなかった。	一般管理費及び運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12. ③、別表第22. ②に基づき、適正に算定すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12. ③、別表第22. ②
109	託送供給収支	一般管理費の機能別配賦係数の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数（機能別原価項目の金額比）が適正に算定されていなかったことに伴い、一般管理費費及び運転資本の営業費等が適正に算出されていなかった。	一般管理費及び運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12. ③、別表第22. ②に基づき、適正に算定すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12. ③、別表第22. ②

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
110	託送供給収支	一般管理費の機能別配賦係数の算定誤り	一般管理費の機能別配賦係数（機能別原価項目の金額比）が適正に算定されていなかったに伴い、一般管理費及び運転資本の営業費等が適正に算出されていなかった。	一般管理費及び運転資本は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②に基づき、適正に算定すべきである。	①ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. ③、別表第 2 2. ②
111	禁止行為、体制整備等	省令で求められる監視部門の導管事業者の社外への設置	省令で求められる監視部門が導管事業者の社外に設置され、当該監視部門にて導管事業者の監視等が実施されていた。また、当該監視部門が作成した監査規程、監査計画をして、託送供給業務が法令等に適合することを確保するための規程・計画を整備したとしていた。さらに、当該監視部門における監視結果の取締役会への報告をして、情報管理責任者における情報の取扱いの管理及び法令遵守責任者による業務執行状況の監視を実施したとしていた。	監視部門は、ガス事業法施行規則第 7 9 条の 1 4 第 1 項第 1 0 号に基づき設置すべきである。また、託送供給業務が法令等に適合することを確保するための規程・計画は、ガス事業法施行規則第 7 9 条の 1 4 第 1 項第 7 号に基づき整備すべきである。さらに、情報管理責任者における情報の取扱いの管理及び法令遵守責任者による業務執行状況の監視は、省令に基づき実施すべきである。	ガス事業法第 5 4 条第 1 項第 1 号、ガス事業法施行規則 7 9 条の 1 4 第 1 項第 7 号、1 0 号～1 5 号
112	体制整備等	入室者がシステムにログインすることを要せずに当該システムから非公開情報を入手することができるシステムに係る管理	システムログインすることを要さない非公開情報管理システムが設置される供給指令センターにおける非公開情報を入手できる者の入退出記録が取られていなかった。	非公開情報管理システムの構築は、ガス事業法施行規則第 7 9 条の 1 4 第 1 項第 2 号ハに基づき実施すべきである。	ガス事業法施行規則第 7 9 条の 1 4 第 1 項第 2 号ハ
113	体制整備等	非公開情報管理システムにおける非公開情報入手者の特定及び記録等の欠落	非公開情報管理システムにおける工事外先非公開情報へのアクセスについて、特定された者のみが非公開情報を入手できるものとなっていなかった。また、非公開情報を入手した者を記録し、保存するものとなっていなかった。	非公開情報管理システムの構築は、ガス事業法施行規則第 7 9 条の 1 4 第 1 項第 2 号ロ、ハに基づき実施すべきである。	ガス事業法施行規則第 7 9 条の 1 4 第 1 項第 2 号ロ、ハ
114	託送供給収支	事業者が定める算定方法の未提出	ガス事業託送収支計算規則第 6 条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ様式第四に整理し、届け出していなかった。	規定と異なる算定方法を適用するのであれば、ガス事業託送供給収支計算規則第 6 条に基づき、規定とは異なる算定方法をあらかじめ届け出るべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則第 6 条
115	託送供給収支	事業税の算定誤り	事業税の算定過程で、集計を誤った額が事業税として計上されていた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第 1 2. (4)に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (4)
116	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費のうち直課すべき修繕費が、取得原価比をもって機能別展開されていた。	供給販売費のうち直課すべき修繕費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (1)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (1)
117	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	附帯事業として整理すべき供給販売費の賃借料が、託送費用として総人員比をもって機能別展開されていた。	附帯事業として整理すべき供給販売費の賃借料は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2)①に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2)①
118	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	一般管理費を算定するにあたり事業税を除いて整理すべきところ、過年度分の追徴課税（事業税）を含んだ額で算定されていた。	一般管理費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2)②に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (2)②
119	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	ガス小売事業として整理すべき需要開発費が、託送費用として総人員比をもって機能別展開されていた。	ガス小売事業として整理すべき需要開発費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (1)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (1)
120	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	ガス小売事業として整理すべき雑費が、託送費用として総人員比をもって機能別展開されていた。	ガス小売事業として整理すべき雑費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (1)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第 1 2. (1)

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
121	託送供給収支	託送収益の算定誤り	ガスメーターに不具合があった一部需要家のガス売上は託送収益として計上すべきところ、収益額が計上されていなかった。	自社託送収益は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 1. (2)
122	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費のうち直課すべき賃借料が、社員比をもって機能別展開されていた。	供給販売費のうち直課すべき賃借料は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
123	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	ガス小売事業として整理すべき雑費が、託送費用として社員比をもって機能別展開されていた。	ガス小売事業として整理すべき雑費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
124	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費のうち直課すべき委託作業費が、総人員比をもって機能別展開されていた。	供給販売費のうち直課すべき委託作業費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
125	託送供給収支	一般管理費の算定誤り	附帯事業として整理すべき一般管理費の委託作業費が、託送費用として機能別原価項目の金額比(帳簿価格比)にて配賦されていた。	附帯事業として整理すべき一般管理費の委託作業費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)②に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (2)②
126	託送供給収支	事業税の計上誤り	事業税が県税に申告した当該事業年度の確定額となっていなかった。	事業税は、ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (4)に基づき、地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (4)
127	託送供給収支	乖離率計算書の算定誤り	乖離率計算書における実績費用が適切に算定されていなかった。	乖離率計算書の実績費用の算定は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)に基づき、適切に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3 5. (6)
128	託送供給収支	営業費用の算定誤り	供給販売費及び一般管理費の配賦において機能別配賦係数に誤りがあり、供給販売費の託送費用に抽出漏れがあった。	供給販売費の託送費用は、ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (2) ①、②に基づき、適正な配賦係数にて機能別展開し、漏れなく抽出すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 2. (2) ①、②
129	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	営業外収益の算定に誤りがあった。	営業雑収益は、託送供給に係る収益ではないが、ガス事業託送収支計算規則 別表第1 3. (3)に基づき、ガス事業とガス事業以外に分ける際にはガス事業に含める、もしくは営業雑収益を除いた売上高比で算出すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 3. (3)
130	託送供給収支	営業外費用の算定誤り	営業外費用に算定誤りがあった。	営業外費用は、ガス事業託送収支計算規則 別表第1 3. (5)に基づき、適正な固定資産金額比、配賦係数にて算出すべきである。	ガス事業託送収支計算規則 別表第1 3. (5)
131	託送供給収支	託送収支計算における「事業税」の算定誤り	託送収支計算における「事業税」について、誤って算定していた。	「事業税」について、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 (第3条関係) 2. (4)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 (第3条関係) 2. (4)

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
132	託送供給収支	託送収支計算における「一般管理費」の算定誤り	託送収支計算における「一般管理費」の機能別展開について、誤って算定していた。	「一般管理費」について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1（第3条関係）2.（2）に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係）2.（2）
133	託送供給収支	超過利潤計算書における「税引前託送供給関連部門当期純利益」の算定誤り	超過利潤計算書における「税引前託送供給関連部門当期純利益」について、誤って算定していた。	「税引前託送供給関連部門当期純利益」について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第3（第5条関係）1.に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3（第5条関係）1.
134	託送供給収支	託送収支計算における「託送供給量」の算定誤り	託送収支計算における「託送供給量」について、誤って算定していた。	「自社託送収益に係る託送供給量」について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1（第3条関係）1.（2）に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1（第3条関係）1.（2）
135	財務諸表	営業費明細書における「固定資産除却費」の計上漏れ	営業費明細書における「固定資産除却費」について、計上漏れがあった。	「固定資産除却費」について、ガス事業会計規則 第2条第1項に基づき、適正に算定すべきである。併せて託送収支計算書についても修正を要する。	ガス事業会計規則 第2条第1項
136	財務諸表	営業費明細書における「固定資産除却費」の計上漏れ	営業費明細書における「固定資産除却費」について、計上漏れがあった。	「固定資産除却費」について、ガス事業会計規則第2条第1項に基づき、適正に算定すべきである。併せて託送収支計算書についても修正を要する。	ガス事業会計規則 第2条第1項
137	託送供給収支	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」の算定誤り	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」について、誤って算定されていた。	「想定原価と実績費用との乖離額」について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第3（第5条関係）1.（7）に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3（第5条関係）1.（7）
138	託送供給収支	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」の算定誤り	超過利潤計算書における「想定原価と実績費用との乖離額」について、誤って算定されていた。	「想定原価と実績費用との乖離額」について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第3（第5条関係）1.（7）に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第3（第5条関係）1.（7）
139	託送供給収支	託送資産の算定誤り	託送資産明細書の作成において、建設仮勘定に計上すべき工具器具の金額を除いて算定。	建設仮勘定に係る資産は、ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 2. に基づき、託送資産明細書に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 2.
140	託送供給収支	本支管投資額実績表の記載誤り	託送資産明細書の誤入力。	本支管投資額については、ガス事業託送供給収支計算規則別表第2に基づき、本支管投資額実績表に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2
141	財務諸表	営業費振替明細書の計上誤り	営業費明細表において、計上すべきものが適切に計上されていなかった。	労務費については、ガス事業会計規則第1 1条に基づき、営業費明細に整理すべきである。	ガス事業会計規則第1 1条
142	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の算定について、労務費の一部を計上していなかった。	労務費については、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2.（2）①に基づき、供給販売費に整理すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2.

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
143	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数について、誤った数値で算定されていた。	供給販売費の機能別配賦係数について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.(2)①に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)①
144	託送供給収支	雑収入の計上誤り	営業外収益の雑収入について、直近の料金改定時の控除項目が計上されていなかった。	営業外収益について、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(2)に基づき、直近の料金改定時に控除項目として扱われたものは雑収入に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(2)
145	託送供給収支	特別損失の算定誤り	託送収支計算書の特別損失について、適正に計上されていなかった。	託送資産明細書の特別損失について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第13.(8)に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第13.(8)
146	託送供給収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書における事業税の計上を誤っていた。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.(4)に基づき、事業税は地方税法の定めるところにより算定した額を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(4)
147	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費（委託作業費）の算定において、託送費用として特定できる費用が直接配賦されていなかった。	供給販売費のその他経費について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.(1)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(1)
148	託送供給収支	託送資産明細書（運転資本）の算定誤り	託送資産明細書の運転資本の算定において、固定資産除却損が適正に計上されていなかった。	運転資本については、ガス事業託送供給収支計算規則別表第22.に基づき、固定資産除却損を適正に算定し、ガス事業に係る費用から控除して算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
149	託送供給収支	供給販売費の機能別配賦係数の算定誤り	供給販売費の機能別配賦係数について、固定資産金額比及び人員比が適正に算定されていなかった。	供給販売費の機能別配賦係数について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.(2)①に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)①
150	託送供給収支	一般管理費（事業税除く）の算定誤り	事業税を除く一般管理費が適正に算定されていなかった。	事業税を除く一般管理費は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)②に基づき、租税課金に計上された事業税を適正に控除すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(2)②
151	託送供給収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書の算定において、無形固定資産が適正に計上されていなかった。	託送資産明細書の無形固定資産について、ガス事業託送供給収支計算規則別表第22.に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第22.
152	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費（修繕費及び賃借料）の算定において、託送費用として特定できる費用が直接配賦されていなかった。	供給販売費の算定において、ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.(1)に基づき適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(1)
153	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の賃借料について、託送費用として特定できる費用が直接配賦されていなかった。	供給販売費の算出にあたっては、ガス事業託送供給収支計算規則別表第12.(1)に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第12.(1)

2024年度ガス事業監査報告

No.	監査項目	件名	概要		根拠規定
			発見された事実	指導内容	
154	託送供給収支	事業税の算定誤り	託送収支計算書の事業税について、適正に計上されていなかった。	事業税については、ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 2. (4)に基づき、監査年度の事業税を計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (4)
155	託送供給収支	供給販売費の算定誤り	供給販売費の修繕費の算定において、託送費用として特定できる費用が直接配賦されていなかった。	供給販売費の算定において、ガス事業託送収支計算規則別表第1 2. (1)に基づき適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 2. (1)
156	託送供給収支	託送資産明細書の算定誤り	託送資産明細書の建設仮勘定の算定において、託送資産として特定できないものを計上していた。	託送資産の算定においては、ガス事業託送供給収支計算規則別表第2 1. に基づき、適正に算定すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第2 1.
157	託送供給収支	営業外収益の算定誤り	営業外収益のその他について、計上漏れがあった。	ガス事業託送供給収支計算規則別表第1 3. (3)に基づき、適正に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (3)
158	託送供給収支	特別損失の算定誤り	特別損失について、計上漏れがあった。	特別損失は、ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)に基づき、正確に算定したものを託送収支計算書に計上すべきである。	ガス事業託送供給収支計算規則 別表第1 3. (8)